

Title	フランス担保法改正オルドナンス(担保に関する2006年3月23日のオルドナンス2006-346号)による民法典等の改正及びその報告書
Sub Title	La réforme du droit des sûretés par l'ordonnance n 2006-346 du 23 mars 2006 en France : textes et rapport au Président de la République
Author	平野, 裕之(Hirano, Hiroyuki) 片山, 直也(Katayama, Naoya)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2007
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.8 (2007. 10) ,p.163- 251
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	翻訳 フランスにおける担保法を改正する2006年3月23日のオルドナンスの報告書並びに同オルドナンスにより改正された民法典、商法典、消費法典及び関係法令の条文の翻訳
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20071031-0163

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フランス担保法改正オールドナンス(担保に関する2006年3月23日のオールドナンス2006-346号)による民法典等の改正及びその報告書

平野裕之
片山直也 訳

- I 報告書の部の翻訳
- II 条文の翻訳1—民法の改正
- III 条文の翻訳2—民法以外の改正
- IV 付録(関連デクレ及びアレテ)

訳者まえがき

以下に訳出したのは、フランスにおける担保法を改正する2006年3月23日のオールドナンスの報告書並びに同オールドナンスにより改正された民法典、商法典、消費法典及び関係法令の条文の翻訳である。オールドナンス自体及びオールドナンスにより改正された民法典、商法典、消費法典等の規定についての解説は、とりあえず概要をジュリスト1335号(2007年6月1日)に掲載した他、個別の問題点については、今後、詳しい紹介を別に予定している。ここでは、その資料編として、オールドナンスにより改正された民法典、商法典及び消費法典等の重要部分の翻訳を掲載する。重複を避けて情報を整理するため、オールドナンス自体は訳出しておらず、また、オールドナンスの経過措置規定なども割愛した(しかし、報告書の翻訳の最後の部分を読めばその概略は理解できるであろう)。逆に、関連するデクレとアレテは必要に応じて付録として訳出しておいた。なお、既存の条文が、担保編に条文番号を変更しただけで採録されている場合には、既に法務大臣

官房長官司法法制調査部『フランス民法——物権・債権関係——』（法曹会）の優れた翻訳があるので、新たにわれわれ独自の翻訳は行わず、旧条文の番号のみを掲げることとした。

訳者が追加した字句や文章及び注記は〔 〕で示し、原文で《 》や〈 〉が付されている場合には「 」で括った。また、オリジナルの条文には項番号は入っていないが、上記法曹会訳に倣い①②③という番号を追加して参照をやすくした。なお、担保に関する2006年3月23日オールドナンス以降に、まずは不動産差押えを改革する2006年4月21日オールドナンス2006-461号によって、次いで2006年3月23日オールドナンスの追認法（フランス銀行に関連する諸規定に関する2007年2月20日法律2007-212号10条）によって、一部の条文の文言が修正されている。修正箇所は『 』*で示した。

オールドナンスのベースとなったグリマルディ委員会による予備草案とその報告書については、次号にその翻訳を掲載する予定である。

I 報告書の翻訳

担保についての2006年3月23日のオールドナンス2006-346号についての共和国大統領への報告書

N O R : J U S X 06000032 P

[共和国] 大統領殿

本オールドナンスの目的は、関係する利益の均衡を維持しつつ、経済活動をする者また市民活動をする者のために、担保〔法〕を読み易くかつ実効的なものとするために現代化することである。

民法の第4編に担保のための条文全体を挿入することにより、本オールドナンスは法典化というフランスの伝統に則っており、また、法を最も読みやすくしようとするものである。

同様に、一方で、担保〔法〕の設定を単純化し、〔担保を設定できる目的物の〕

対象を拡大し、[担保の]実行方法を容易化する改革的な規範を提案し、他方で、与信を受ける者のための保護規範を予定することにより、[担保の]実効性と[債務者の]保護という両目的が達成されている。

本オールドナンスは、このような目的に照らして、グリマルディ氏を委員長とする作業グループによって2005年3月31日に司法大臣に提出された報告書に基づき、また、2005年7月26日の法律2005-842号24条によって定められた授權の範囲内において、作成されたものである。

本オールドナンスは、[以下の]5つの章に分かれている。

第1章 民法典の第4編に関する規定

第2章 消費法典を改正する諸規定

第3章 商法典を改正する諸規定

第4章及び第5章 経過規定及び最終規定

1 第1章：民法典の第4編に関する規定

オールドナンスの第1章は、担保に割り当てられた[民法]第4編を創設し、そして、一方で、人的担保及び動産担保、他方で、不動産担保についての規範を個別的に明らかにするものである。

1.1. 担保に割り当てられた第4編の創設

1.1.1. 第4編の構成

オールドナンス1条及び2条は、海外領土への適用規定についての現第4編（これは第5編に導入される）を、担保にのみ割り当てられた編に置き換えることにより、民法典の構造を変更しようとするものである。この[新たな]編は、2つの章に分かれている。第1章は、「人的担保」と題され、保証を規律する規範を受け入れ、実務によって作り上げられた2つの人的担保、独立担保及び経営指導念書を民法典に導入しようとするものである。第2章は、「物的担保」と題され、一般規定についてのサブの章、動産担保についてのサブの章、及び、最後に不動産担保についてのサブの章というように、[さらに]3つのサ

ブの章に分かれている。第2-2章は、4つの節に分かれ、「動産先取特権」(第1節)、「有体動産質権」(第2節)、「無体動産質権」(第3節)、及び、「担保として留保された所有権」(第4節)にそれぞれ割り当てられている。第1-3章は、不動産について規律する規範を集めており、「不動産先取特権」に割り当てられた第1節、「不動産質権」についての第2節、「抵当権」についての第3節、「先取特権及び抵当権の登記」についての第4節、「先取特権及び抵当権の効果」についての第5節、「先取特権及び抵当権の滌除」についての第6節、及び、「先取特権及び抵当権の消滅」についての第7節を含んでいる。

1.1.2. [民法] 第4編の一般規定

オールドナンス3条では、民法第4編の冒頭に置かれている一般規定を定めている。

この一般規定は、([債務者の責任財産に対する] 一般担保の権利についての) 現行民法2092条から2093条の規定を採録し、それぞれの規定は本編2284条から2285条となっている。

そのなかには、留置権に割り当てられた2286条が含まれている。この規定は、債権者が留置権を主張できる事例を総合的に整理したものである。また、この権利が「任意に占有を失うことにより消滅すること」を明らかにしている。

最後に、保護、司法再生、司法清算または債務超過状況の対策手続きが開始された場合に適用される公序規定が問題にならないように、2287条は第4編の規定が「これらの適用を妨げる」ものではないことを明らかにしている。

1.2. 人的担保及び動産担保についての改革

1.2.1. 人的担保

オールドナンス4条は、[民法] 第4編第1章によって規律される人的担保が、保証、独立担保、及び、経営指導念書であることを明らかにし、第1章の構成を記述している。

1.2.1.1. 保証についての条文の番号の変更

[オールドナンス] 5条は保証についての規定に割り当てられている。2005年7月26日の授權法は、この点については政府に立法権限を付与しなかった。そのため、この担保に係る諸規定は、現行民法第3編第14章を構成する保証についての規定を、[新しい] 民法第4編に移し変えることだけが目的である。[現行民法] 2011条から2043条は、そのまま漏れなく採録され、それぞれ2288条から2320条となっている。現在の第14章の構造が、第4編の創設を考慮して[条文番号が] 修正されたにすぎない[同様に、節が款に、款が項に置き換えられている]。

1.2.1.2. 独立担保と経営指導念書の創設

[オールドナンス] 6条と7条は、2つの新たな人的担保を民法に導入しようとしたものである。独立担保と経営指導念書については、新しい編の中でそれぞれ1か条が置かれている。

損害担保契約は、「第三者によって同意された義務を考慮して、担保負担者が、付従性なしに、合意された方法に従い、ある金額を支払うことを義務づけられる約定」と定義されている(2321条)。

そこでは、独立担保は、担保負担者は「金額」の支払を義務づけられ、主たる債務者の負債を履行することを義務づけられるのではないがゆえに保証とは明らかに区別される。ただし、授權法の文言を充足するために、濫用または明らかながまかしの場合には、本条の第2項で留保がされており、その結果、場合によっては、担保負担者は支払を拒絶することができる。

消費者[取引]では普及していない、また、保証に適用される[保証人]保護規範の適用の利益を受けないこのような担保の発展から消費者を保護しようとする配慮から、オールドナンスは、39条において、消費法典第3編第2章の与信に際して、独立担保を規定することを禁止している。同様に、53条は「担保としての預託に代えて」かつ1989年7月6日の法律22条1項によって「定められた金額の限度で」(賃料の2か月)、居住用賃貸借について規定をすることが

可能であるにすぎないことを規定している。それ故、独立担保は、担保の預託に加えては求めることはできず、そうでないと、賃借人の収入に比べて、余りにも過大な担保の設定を賃借人に押し付ける結果となってしまう。また、同法22-1条によって定められた制度である保証に取り代わられることはない。

経営指導念書は、「債権者に対する、債務者がその義務 obligation を履行できるよう支援することを目的として、為す又は為さないことの約束」(2322条)として定義され、この担保が実際にはさまざま [な事例] に適用されるように広汎な定義がされている。

1.2.2. 動産物的担保

[オールドナンス] 8条は、物的担保に当てられた民法第4編第2章の構成を明らかにしている。この規定は、「一般規定」と題された [サブの] 章において、現行民法2094条から2099条を採録し、これらはそれぞれ2323条から2328条になっている。

[オールドナンス] 9条は、動産についての担保に当てられた第2-2章の構成を示している。

[オールドナンス] 10条は、第2-2章で扱われる動産についてのさまざまな担保を列挙している。こうして、次々と、動産先取特権、有体動産質権、無体動産質権及び所有権留保についての規定が取り上げられている。

1.2.2.1. 動産先取特権

[オールドナンス] 9条では、動産先取特権が取り上げられている。[現行] 民法2100条から2102条は、何らの修正なしに、それぞれ2330条から2332条に採録されている。先取特権の優先順位についての規範は、2332-1条から2332-3条を含む動産物的担保に当てられた第2-2章の第1節の対象となっている。

新しい民法2332-1条は、判例により採用された解決を取り入れ一般先取特権と特別先取特権との間の衝突を規律しており、「特別先取特権は、反対の規定がない限り、一般先取特権に優先する」ということを認めた。この条文は、立

法による例外規定を〔容認することを〕留保しており、保護、司法再生手続きが開始された場合、国庫に付与された先取特権が行使された場合に、優先順位が混乱することを規定している。

2332-2条は、一般先取特権は、「2331条の順序に従い行使される。ただし、国庫の先取特権は、関連する法律によって定められる順位となり、また、社会保障料の先取特権は、労働者の先取特権と同じ順位となる」ということを明らかにし、一般先取特権間の優劣順位について規律している。

最後に、2332-3条は、民法旧2096条を基礎として判例が導いてきたところに倣い、動産特別先取特権間の優先順位について規律している。

これらの規定は〔これまでの〕実定法に適合するものである。しかし、これらのことを思い起こさせ、そして、新しい規定に特別に整えることは、判例によって導き出された解決を最もよく理解し易くすることを確保するものであり、また、〔オールドナンスにより〕追求された読み易さという目標に応えるものである。

1.2.2.2. 有体動産質権の改革

オールドナンスの11条は、有体動産の質権（gage）についての規定をしているが、その〔gageという〕呼び名が今後は、有体財産についての担保に限定されることになった（2333条）。

〔有体動産質権については〕3つの款が規定されており、1つは、質権（gage）についての共通法に当てられており、もう1つは、自動車についての質権についてのより特殊なもの、そして、最後のもの（「一般規定」）は2354条を含んでいる。この規定〔2354条〕は、商事関係の特別の規範の適用を留保した公的与信によって合意された質権（1955年5月20日のデクレ55-622号によって規制されたままである）についての現行民法2084条の規範（及びとりわけワラント等に適用される規定）を採録している。

1.2.2.2.1. 質権 (gage) の一般法

2333条から2350条は、質権 (gage) についての一般法に当てられている。

改革の成果は、質権 (gage) の成立要件、対抗要件、対象物についての要件並びにこの担保の実行方法にかかわるものである。

1.2.2.2.1.1. 質権 (gage) の成立要件、対抗要件及び対象物についての要件

質権 (gage) は、[1つの] 動産財産または現在または将来の有体動産財産の集合体に設定できる (2333条)。

質権は、もはや物の引渡しを効力要件とする要物契約ではなく、書面の作成が必要とされるにすぎない (2336条。質権は「……書面の作成により完成する」)。しかし、将来の物というのは、設定者に未だ属しない物のことではない。何故ならば、2335条は、他人の物についての質権は無効であるということを明らかにしているからである。

2334条は、現行民法2077条の規定を採録したものである。しかし、この規定は、質権が第三者によって提供された場合には、「債権者は担保に供された財産についてのみ訴権を有するにすぎず」、その結果、第三者は人的な義務を一切負担することはないということを付け加えている。判例上、「物上保証」という概念によって揺れ動いてきた困難な解釈に終止符を打ったのである。しかし、夫婦共有財産制度の下に婚姻をした夫婦が、その配偶者の合意なしに、第三者の債務を担保するために共有財産に質権を設定しうることになるのを避けるために、オールドナンス50条は、夫婦は「(夫婦共有財産を) 第三者の債務の担保に供することはもはやできなくなる」と規定する第2項を追加して1422条を補完している。

質権 (gage) の第三者への対抗は、公示または債権者ないし合意された第三者の下への物の引渡しによることになる (2337条)。それ故、非占有質権が認められ、公示制度が設定されることを意味しており、その方式はデクレの対象とされている (2338条)。

2339条から2340条は、登記の抹消の要件を規定し、また、同一の財産につい

て前後して質権が登録された場合の各債権者に与えられる順位を決めている。

2341条と2342条は、消費物 (choses fungibles) についての質権についての規範を明らかにすることを目的としている。このようにして、質権が占有を伴う場合には、2341条は、債権者は、質権のために引き渡された消費物を自分の所有する他の同様の性質の物と分離して管理しなければならないが、当事者が合意により債権者にこの義務を免せしめることができるものとしている。この場合には、債権者は、質権の設定された消費財産の所有権を取得でき、同等の物を同じ数量返還する義務を負うことになる。また、質権が占有を伴わない場合には、設定者は、合意で認められている場合には、消費物を譲渡でき、[譲渡した場合には]同等の物を同じ数量を置き換える義務を負うことになる(2342条)。

2343条及び2344条は、質権の合意によって結び付けられた両当事者が負担する義務について規定し、また、この義務が遵守されなかった場合の効果 (sanction) について規定している。後者については、2344条1項は、「設定者は、損害賠償の請求権を保持しつつ、質に供された財産 (bien) の返還を求めることができる」と規定している。

非占有質権の場合における質権 [の設定された物] の補完義務の設定者による違反は、債権者が質権 [の目的物] を補充することを望まない限り、被担保債務の期限の利益を失うという不利益を受ける。

2345条は、財産を保持している質権債権者が財産の利益を受取でき、債務の利息、もしそれがなければ元本に充当されるということを規定している。

1.2.2.2.1.2. 質権 (gage) の実行方法

質権の実行方法については、2346条から2348条に規定がされている。

質権の設定された財産の売買を行うための民事執行手続きについて適用される規範と異なる合意を当事者がすることは、改正後も認められないものと2346条が定めている (迂回方法条項の禁止)。同様に、債権者の裁判上自分に帰属させるよう求める権限は、2347条に維持されている。しかし、この点については、鑑定人によることはもはや必須ではなくなった。それが必要かは裁判官の裁量

に任されることになった。

2348条は流担保〔の合意の〕禁止に終止符を打った。この規定は、当事者が、質権の設定の時またはその後、債務者が債務不履行の場合に、〔質権の設定された〕財産の所有者になれると合意することを認めているのである。このように、債権者は、質権が設定された財産の簡単で、迅速で、また、費用のかからない実行方法ができるようになったのである。通貨・金融法典の中に組織された市場の公定価格表を参照して実現され、この公定価格表が存在しない場合のみ鑑定人によることが要求されるにすぎない。ただし、評価方法を変更する目的を持ったすべての条項は、書かれていないものとみなされる。

固定した条項が普及することを制限するために、オールドナンスの草案〔オールドナンスの誤記か?〕37条は、消費法典を改正して、消費者に対する動産信用契約について合意された流担保条項を書かれていないものとみなしている。

2349条は、質権の不可分性についての現行民法2083条の規定を採録している。

2350条は、判決で明示された金額の供託によって生じる優先権についての〔現行〕民法2075-1条の規定を採録している。

1.2.2.2.2. 自動車に対する質権

質権に関する第2節の第2款は、1953年9月30日のデクレ53-968号によって規制されている自動車の売主の質権〔の規定〕を、民法に移し変えようとしている。

法律になっている部分のみの規定が、〔民〕法典に採録され、それ以外の部分は、将来のデクレに譲られている。

さらに、〔民法への〕挿入は〔現行規定のまま〕ただそのまま行われたものではない。なぜならば、単純化及び統一化という考慮から、一方で、自動車を対象とする質権全体を同一の規律に服せしめ〔現行規定では〕自動車の信用売主及びその購入資金の貸主のために合意された質権に限定されない)、また、他方で、質権の実行を、商事関係に適用される規範ではなく、民法の基本法規範に

服せしめ〔る変更をす〕る（2353条は、2346条から2348条を準用している）ことが提案されている。また、その結果、債権者は、商法521-3条の規定する方法によって自動車を売却することはできず、民法の質権に適用される規範に従わなければならないことになる。

ただし、この改革を実現するために採用される電子ファイルを県に用意させる必要があるために、デクレで定められる2008年7月1日以降になるであろう日付以降に、この部分の効力発生は延期される必要がある。このデクレが発効するまでは、1953年9月30日のデクレ53-968号が依然として適用される。

1.2.2.3. 無体動産質権（nantissement）の改革

この改革は、オールドナンス12条が規定しているところである。

無体動産質権（nantissement de meubles incorporels）は、今後は、動産担保についての第2-2章第2節第3款で取り扱われることになる。

オールドナンスは、〔無体動産〕質権を一般的に定義した後に（2355条）、債権質権のみを特別に取り扱っているにすぎない。

改革の成果は、債権質権の定義、対象及び実行方法にかかわるものである。

1.2.2.3.1. 債権質権の定義及び対象

〔有体動産〕質権（gage）の合意に採用された用語にあわせて、「nantissement」という呼称は、無体財産（biens incorporels）への担保の設定に限定されることになる（2355条）。

債権質権は書面により締結されなければならない、「そうでなければ無効」である。これ〔債権質権〕は、将来の債権〔の担保〕のために使えるのみならず、将来の債権に設定することもできる。これらの場合、証書は、その特定化を可能とするものでなければならない、少なくとも、特定化を可能とする要素（条文に列挙されているものは排他的でも競合的なものでもない）が含まれていなければならない（2356条）。さらに、2357条は、「債権」質権が将来債権を対象としている場合には、債権者は「質権の設定された債権につき権利を取得する」と規

定している。それ故、債権は、質権の負担付で発生することになる。

2358条と2359条は、特定の期間についてだけの質権の設定が可能であることを認め、また、債権の従たるものに質権が拡大されることを付け加えている。

2360条は、預金口座の質権という制度について規定している。

2361条と2362条において、[債権] 質権の対抗についての規範が定められている。[債権] 質権は、その証書の日付から第三者に対抗可能となる。第三者への対抗は、質権の設定された債権の債務者に対する事前の通知に最早服さないことになった。

しかし、後者[第三債務者]に対抗可能となるためには、質権[が設定されたこと]をこの者に通知がされなければならない。この点については、単に通知が必要とされるだけであり、送達は必要ではないということは注意すべきであろう。このような解決は、2005年7月26日の授權法の限度で政府が欲した担保法の簡素化という意図に適合するものである。しかし、採用された条文は、当事者がそれを望むのであれば、送達の手段によることを妨げるものではない。

最後に、債権者が、質権の設定された債権の債務者に質権を通知した場合には、この[第三債務]者は、質権の設定された債権の期限が担保された債権[の期限]よりも先に到来したとしても、質権者に支払をしなければならない(2363条)。この場合、2364条2項は、もし担保されている債権が履行されたならば、それを返還するために保管する資格のある機関に開設された預金口座に、支払われた金額を担保として保管しなければならない。

1.2.2.3.2. [債権] 質権の実行

設定者に不履行が生じた場合に、債権者は債権を自分に帰属させるために、裁判手続きによるか、合意の方法によるか(流担保条項)、または、質権が設定された債権の期限到来を待つかを選択することができる(2365条)。裁判手続きによる売却はもはや予定されておらず、これは、求められていた[担保実行手続きの]簡素化をなすものである。

最後に、2366条は、いかなる場合についても、もし質権債権者が被担保債権の金額を超える支払を受けた場合には、設定者にその差額を返還しなければならない。

1.2.2.4. 担保として留保された所有権の承認

オールドナンス13条は、所有権留保条項に関する規範を民法に組み入れることを目的とするものである。

こうして、オールドナンスは、所有権留保条項についてのいくつかの条文を含む第4編第2-2章第4節を追加して、一方で、この担保を定義し、他方で、その設定の要件と制度について規定をした。

所有権留保条項は、「契約による所有権移転の効果をその対価を構成する債務 (obligation) の完済にかからしめる」条項と定義した (2367条)。

設定要件については、2368条が所有権留保は (書面により合意され) なければならないものと規定している。

しかし、所有権留保条項は、担保のカタログの中では特殊な地位を占めている。何故ならば、第三者に知らしめるための公示が予定されていないからである。

他方で、オールドナンスは、所有権留保条項が消費財を対象とする場合について、また、他の財産に附した動産を対象とする場合について適用される規範を明確化している (2370条)。しかし、ここで導かれている解決は、新たなものではない。

最後に、この担保の実行を容易にするために、草案 [オールドナンスの誤記か?] は、物の売却代金及び [物の] 滅失の場合の保険金についての債権者のための代位を規定している。こうして、債権者は、転買人が債務者に対して未だ支払っていないならばその代金について行使することができる (2372条)。

[以上まで、平野裕之訳]

1.2.3. 不動産担保

オルドナンス草案14条は、第4編、第2章、第2-3章の内容を示している。第2-3章は、2373条、「不動産先取特権」と題される第1節、「不動産質権」と題される第2節、「抵当権」と題される第3節、「先取特権及び抵当権の登記」と題される第4節、「先取特権及び抵当権の効力」と題される第5節、「先取特権及び抵当権の滌除」と題される第6節及び「先取特権及び抵当権の消滅」と題される第7節に分かれている。第1節「不動産先取特権」は3つの款によって構成されている。すなわち2374条に移行した2103条からなる「特別先取特権」と題される第1款、それぞれ2375条及び2376条に移行した2104条及び2105条からなる「一般先取特権」と題される第2款、及びそれぞれ2377条～2386条に移行した2106条～2113条からなる「先取特権が登記されなければならない場合」と題される第3款である。第2節「不動産質権」は、2387条～2392条を含む。第3節「抵当権」は5つの款によって構成されている。「一般規定」と題される第1款はそれぞれ2393条～2399条に移行した2114条～2120条からなる。「法定抵当権」と題される第2款は、それぞれ2400条及び2401条に移行した2121条～2122条からなる「一般規定」と題される第2-1款、2402条～2408条に移行した2136条～2142条からなる「夫婦の法定抵当権に関する個別規定」と題される第2-2款、及びそれぞれ2409条～2411条に移行した2143条～2145条からなる「被後見人の法定抵当権に関する個別規定」と題される第2-3款によって構成されている。「裁判上の抵当権」と題される第3款は2412条に移行した2123条からなる。「約定抵当権」と題される第4款は2413条～2418条に移行した2124条～2129条、2419条～2424条からなる。「抵当権の順位付け」と題される第5款は、2425条に移行した2134条からなる。「先取特権及び抵当権の登記」と題される第4節は3つの款によって構成されている。「先取特権及び抵当権の登記方法」と題される第1款は、2426条～2439条に移行した2146条～2156条からなる。「登記の抹消及び縮減」と題される第2款は、2440条～2445条に移行した2157条～2162条からなる「一般規定」と題される第2-1款、2446条～2448条に移行した2163条～2165条からなる「夫婦及び後見人の法定抵当権に関する

個別規定」と題される第2-2款によって構成される。「登記簿の公示及び保存吏の責任」と題される第3款は、2449条～2457条に移行した2196条～2203-1条からなる。「先取特権及び抵当権の効力」と題される第5節は、2458条～2460条からなる「約定抵当権に関する個別規定」と題される第1款、及び2461条～2474条に移行した2166条～2179条からなる「一般規定」と題される第2款の2つの款によって構成される。「先取特権及び抵当権の滌除」と題される第6節は、2475条からなる「約定抵当権に関する個別規定」と題される第1款、及び2476条～2487条に移行した2181条～2192条からなる「一般規定」と題される第2款から構成される。「先取特権及び抵当権の消滅」と題される第7節は、2488条に移行した2180条からなる。

[オールドナンス] 15条は、2373条において、爾後、不動産先取特権、不動産質権及び抵当権によって構成される3つの不動産物的担保を制限的に列挙する。同条は不動産所有権の留保を認め、売主がその債権を担保するために買主によって代金が支払われるまで売却物の所有権を留保することを可能とした。

[オールドナンス] 16条は不動産質権に関連する。同条は民法典2387条～2392条によって構成される。

2387条は、不動産質権を、債務の担保としての不動産の充当 (affectation) と定義する。不動産質権は、それを設定した者の占有喪失 (dépossession) を伴うことが明文化されている。要物契約であるから、債務者の権限喪失 (dessaisissement) すなわち物の引渡しによってのみ実行される。

2388条は、約定担保である不動産質権に、約定抵当権に関するいくつかの規定が適用されるとする。具体的には、担保客体不動産にもたらされた改良 (améliorations) に拡大される点について (2397条最終項)、債務者が期限に履行されない場合には、担保目的物が売却されるのであるから、設定者は譲渡権限を行使できなければならない、そのために要求される能力について (2413条)、不動産質権が条件などの条項が付された権利を目的とし得るために従うべき原則について (2414条)、契約の要式性すなわち有効であるためには公証証書が必要とする点について (2416条)、そして最後に現在または将来の1つまた

は複数の債権の担保のために（将来の債権は特定可能なものでなければならないが）不動産質権を同意することができる点について（2421条）、である。同様に、支払がなされない抵当債権者が、流担保条項の枠において、弁済として不動産を自己のものとするを裁判所に請求することができる点（2458条～2460条）も不動産質権に適用される。

2389条は、不動産質権の目的たる不動産の果実の帰趨について規定する。同条によれば、不動産質債権者に、果実を取取することが許されるが、債権の利息次いで元本に充当しなければならない。さらに不動産質債権者は、取取した果実を適宜用いて、目的物の保存及び維持をなす義務を負う。不動産質債権者は、目的物を所有者に返還してその義務を免れることができる。

2390条は、公証人実務に由来し、かつ民事第3部2002年12月18日判決において破毀院によって有効だと判断された法的取引である不動産質＝賃貸借（antichrèse-bail）を公認している。不動産質＝賃貸借（antichrèse-bail）は、不動産質債権者に、第三者に対してだけでなく、担保を設定した者に対しても同様に、不動産を賃貸に供することを認める。この取引は、不動産質債権者から不動産の占有を失わせるわけではない。賃借人は、法律の表現に従えば、仮の所持人（détenteur précaire）にすぎないからである。

2391条は、債務者がその債務を完済する前は不動産の返還を請求できないことを規定する。

2392条は、不動産質債権者の権利の消滅原因を限定的でなく列挙している。

[オールドナンス] 17条は、2397条において、抵当権が抵当不動産について生じた改良（améliorations）及び従物（accessories）に拡大されることを示して、抵当権の客体を明確にしている。

[オールドナンス] 18条は、共有不動産の抵当権に関する2414条の最終項を修正する。すなわち、1つまたは複数の共有不動産の持分（quote-part）についての抵当権は、分割がなされた場合、共有者に共有不動産が割り当てられた範囲でその不動産の全部に効力を及ぼし、かつそれに同意した共有者に1つまたは複数の共有不動産が割り当てられた範囲でのみその効力を保存する。

抵当権は、それを合意した共有者に帰属する持分に限定されず、その割当て (allotissement) のすべての範囲で効力を保存する。不動産が第三者に換価処分された場合も同様である。

[オールドナンス] 19条は、2416条を修正する。抵当権は、公証証書によってのみ合意することができる。公証人2人、または公証人1人及び証人2人を要するとした点は、簡略化を考慮して廃止された。

[オールドナンス] 20条は、2419～2424条を再編成する。

2419条は、抵当権は現在の不動産についてしか合意することができないとの原則を置く。

2420条は、前条で表明された原則に対して法律上の3つの例外を留保する。すなわち、現在のかつ自由な財産がないか不十分である場合、後に取得する物件を充当することが許される。抵当権に服する不動産を滅失させまたは債権の担保のために不十分なほどに毀損した場合も同様である。他人の物件の上で施工が開始されたか単に計画されているにすぎない場合であっても、建築物について抵当権を設定することができる。

2421条は、すべての抵当権は、一個若しくは複数の現在または将来の債権の担保として合意することができる点、将来の債権については個々の債権が特定されているかまたは特定可能でなければならない点を規定する。行為の中において原因 (cause) を記載することが、爾後、明文上要求される。

2422条は、充墳抵当権 (l'hypothèque rechargeable) ^(注) に固有の要請を明確にしている。

本オールドナンスの主要な改革のうちの1つは、ベルギー法など他のヨーロッ

(注) l'hypothèque rechargeable の訳語につき、2007年6月2日に北海道大学にて開催された比較法学会第70会総会ミニ・シンポジウム「2006年フランス担保法改正」での報告後の質疑において、「充墳抵当権」は必ずしも的確な訳語ではないとの少なからぬ指摘があった点を付記しておく。本稿においては同訳を用いるが、rechargeableの訳語については、「充当 (可能)」、「流用 (可能)」、「再充墳 (可能)」、「再利用 (可能)」なども含めて、今後の議論の展開を見守りたい。

パの立法にならって、フランス法の中に約定抵当権として充填抵当権を導入することにある。2422条は、公序として、その特徴を明確にしている。

そのメカニズムは、現在または将来の複数の債権の担保として同一の抵当権を続けてまたは同時に提供する権能に基礎を置いている。それぞれの被担保債権は、当初の登記によって与えられる順位を享受する。

充填抵当権は、古典的な約定抵当権の1つのバリエーションとして認識されており、債権者の必要な保護を改めて検討するまでもなく、債権についての特定性の原則 (principe de spécialité) に修正をもたらしている。

抵当権の充填 (rechargement) は、抵当権設定行為の中に予定されるべき権能に他ならない。抵当権は、2423条の適用によって、必ず設定行為において予定された最高額 (un montant maximal) について設定されなければならない。2423条はすべての約定抵当権について適用され、そこには充填抵当権や将来債権を担保する抵当権も含まれる。充填は、当初の債権者またはすべての他の債権者の利益において、貸し付けられた返済額の最高限の範囲 (dans la limite maximale des remboursements effectués) で行うことができる。充填合意は公証証書によってなされなければならない。充填合意は、欄外付記 (mention en marge) の方法によって公示される。公示がなされない場合、第三者に対抗できない。

2423条は、抵当権は、常に、元本について公証証書に記載された特定した額を最高限として (à hauteur d'une somme déterminée) 合意され、そうでない場合には無効になると明言する。抵当権は法律上当然に利息及び付加物に及ぶ。この点は旧法が維持されている (le droit constant)。

同条は、抵当権が、将来債権を、かつ不特定の期間で担保する場合には、設定者に解約権が認められることを予定する。

2424条は、抵当債権者に対して、他の債権者に抵当権を代位させかつその債権を保存する可能性を与える。同条はさらに、抵当債権者に対して、自らの登記の順位を後順位の債権者に譲渡する可能性を規定する。

[オールドナンス] 21条は、当初の登記の時と充填合意の欄外付記の時との間

に裁判上の保全抵当権 (hypothèque judiciaire conservatoire) の登記がなされた場合には、裁判上の保全抵当権は充填合意の順位よりも先順位とみなされるとの1つの項を加えて、2425条を補完する。この規定は、充填抵当権の機能に関連する。

[オールドナンス] 22条は、2427条を修正して、不動産差押え若しくは救済手続き (procédure de sauvegarde)、または裁判上の更生手続き若しくは裁判上の清算手続きにおいて、さらには個人の多重債務状態の対処手続きにおいて、先取特権及び抵当権の登記は、民事訴訟法典の規定並びに商法典第6編第2、3及び4章の規定によって規制された効果を生じることを特記する。

その上、Bas-Rhin県、Haut-Rhin県及びMoselle県においては、抵当権登記は特別の規定によって規律されることを明文で予定する。

[オールドナンス] 23条は、2428条を修正して、第三者が、設定された抵当権の充填可能な性質を認識することを可能とする。第8項は、抵当権保存所に提出された登記申請書に、登記申請がなされた抵当権の充填可能な性質が明記されることを予定している。

[オールドナンス] 23条Ⅱは、フラン表示を[ユーロ表示]に転換する。

[オールドナンス] 24条は、2430条を修正して、充填合意は欄外付記の方法で同様に公示されなければならないことを示す新たな項を挿入する。

[オールドナンス] 25条は、2432条に対する例外を予定している。すなわち抵当権付終身貸付の特徴を考慮し、利息のすべてについて元本と同一の順位で記入される権利を債権者に与える。

[オールドナンス] 26条は、2434条を修正し、登記の最長期間を35年から50年とし、かつ登記の効力の最終日を最終支払期日後2年から1年に縮減する。

[オールドナンス] 27条は、26条を補完する。2436条において、2434条及び2435条に掲げる諸期間(10年)が遵守されない場合、登記はその期間の満了日を超えて効力を有しないことを予定する。

[オールドナンス] 28条は、2440条を補完し、欄外付記の方法で充填合意を公示していない債権者は、登記の抹消を対抗される。本条は、充填抵当権の機能

を補完する。

[オルドナンス] 29条は、抹消費用を削減するために2重の簡略化を図るという意味において2441条を補完する。

すなわち、余分なコントロールを廃止し、かつ、検討に値する場合には、抹消の事前の要式主義を緩和する。

抹消に必要な証書に関する抵当権保存吏のコントロールは、公証人によって既に作成された証書の実体的な有効性についてのすべてのコントロールを排除され、その形式的な適合性に限定されることが明文化された。

抹消に必要な証書の要式主義は一定の場合に緩和された。利害関係を有する当事者間の合意を証する公証証書に加えて、抹消についての債権者の同意を証する公証証書の公証された謄本を保存所に提出することによって、登記の抹消を申請できる可能性が付加された。

[オルドナンス] 30条は、2458条～2460条を含む。

2458条は、支払がなされなかったときに、抵当債権者は、不動産が債務者の主たる住居でなければ、不動産差押手続きを開始する代わりに、不動産の帰属 (attribution) を裁判所に請求することができると予定する。

2459条は、不動産が債務者の主たる住居でなければ、抵当権の合意において流担保条項 (pacte comissoire) を締結することを許容する。

2460条は、合意または裁判上の鑑定人 (expert) による不動産の評価、及び不動産の価値が債権の額を超える場合にはあり得る清算金 (soulte) の支払について予定する。

[オルドナンス] 31条は、2475条を創設して、応募者にすべての抵当権を予め免れた不動産の購入取得を許容する合意による滌除を承認する。債務者は譲渡代金を債権者への弁済に充当することを債権者と取り決める。この弁済は、効果として不動産を追及権から滌除する。合意がない場合には、民法典の以下の条項によって予定された滌除の手続きが行われる。

[オルドナンス] 32条は、滌除に充てられた2478条、2479条及び2480条の修正を含む。

2478条3号は、滌除手続きにおいて作成されるべき3つの欄の表に替えて、不動産に付された物的負担を明らかにする要式に沿った抵当権現況概要書(état hypothécaire sommaire)とする趣旨の修正をなす。

滌除手続きにおける取得者または受贈者の申述に充てられた2479条に、贈与によって受け取った不動産についての詳細な説明が挿入された。混乱を避けるために、条文の書き方が補完された。

最後に、2480条において、もはや用いられることのない、新所有者への申請の送達期間を計算するための距離(万メートル)は廃止された。

[オールドナンス] 33条は、充填抵当権の創設を考慮して、先取特権及び抵当権の消滅に充てられた2488条を補完する(1号、2号)。第5号が追加され、約定抵当権は、1つまたは複数の将来債権の担保としてかつ不特定の期間について同意された抵当権について、2423条が認める解約によって消滅する旨が示されている。

2. 第2章：消費法典を修正する規定

[オールドナンス] 34条～41条は、特に充填抵当権及び抵当権付終身貸付を規律する規定を導入するために消費法典を修正する。

[オールドナンス] 34条は、消費法典に対してもたらされる修正を導く。

[オールドナンス] 35条は、[消費法典] L.141-1条を充填抵当によって担保される抵当権付信用及び抵当権付終身貸付に適用するために、2つの款によってL.141-1条を補完する。

[オールドナンス] 36条は、保護の強化を考慮して、消費信用に関する第1節の規定を、充填抵当権の枠組みで締結された抵当権付消費信用に適用するために、L.311-3条1号を補完する。

[オールドナンス] 37条は、同11条の説明の際に言及した。

[オールドナンス] 38条は、「保証」の用語に替え「人的担保」の概念を取り入れるために、第3編第1章第3節の表題及び同節第2款の表題を修正する。

[オールドナンス] 39条は、オールドナンス6条の説明の際に言及した。

[オールドナンス] 40条は、第3編第1章第3節第6款を修正する。款の表題は修正され、「充填抵当権によって担保される信用」となる。同款はL.313-14条からL.313-14-2条を含む。

L.313-14条は、第6款の適用範囲を決定する。第6款は、消費信用に関する第1節の規定または不動産信用に関する第2節の規定に従うすべての自然人または法人によって日常的な名義で (à titre habituel) 同意され、かつ充填抵当権によって担保される信用取引に適用される。L.313-9条に予定された取引は、充填抵当権によって担保される信用として行うことができないと明示されている。

L.313-14-1条は、信用契約の締結を規制する。違反があった場合には、L.313-14-2条に予定された刑事制裁が科される。

契約締結過程における借主の同意の保護は、特にL.313-14-1条によって保障される。同条は、「抵当権現況書 (situation hypothécaire)」と題される書面を伴った事前申込書 (offre préalable) を作成し借主に交付することを義務づける。抵当権現況書には、抵当権登記の期間、担保目的物たる不動産の特定及びその抵当権設定合意の日付において評価された価値、同意された最初の借金の額、場合によっては、後に同意された1つまたは複数の借金の額、抵当権の充填の費用の貸主による見積り、抵当権のすべての費用の貸主による見積りなどの義務的な情報の記載が含まれる。

L.313-14-2条は、L.313-14-1条の規定の不遵守に、3750ユーロの罰金を科す。

さらに、貸主は利息についての権利を喪失し、借主は予定された期限に従って元本の返済のみを義務づけられる。

[オールドナンス] 41条は、第3編第1章の中に「抵当権付終身貸付」と題される第4節を創設する。それは8つの款からなり、抵当権付終身貸付を規制する。

「定義及び適用範囲」と題される第1款は、L.314-1条及びL.314-2条を含む。

L.314-1条は、抵当権付終身貸付とは、それによって、信用機関や金融機関が自然人に対して、元金または定期分割金の形式で貸付をなすことを同意する

契約であり、借主のもっぱら居住に供される不動産に設定された抵当権によって担保され、かつその元本及び利息の返済が借主の死亡時に、または抵当不動産の譲渡や所有権の部分移譲（支分権設定）がなされた時においてのみ、請求可能となるものをいうと定義する。

L.314-2条は、無効の制裁の下、事業活動の需要は排除する。

「商業実務 (Pratiques commerciales)」と題される第2款は、L.314-3条及びL.314-4条を含む。

L.314-3条は、広告を規制する。広告は、誠実かつ情報提供を含むものでなければならない。義務的な記載事項が予定され、貸付が借主の信用状況や資産状況の評価を可能とする情報なくして実行され得ると記載することや、取引が長期にわたる態様であるとの情報なく貸付が提供する副次的なメリットを表示することは明文で禁止される。最後に、信用の事前申込書は、すべての広告媒体または文書と区別されなければならないと規定する。

L.314-4条は、抵当権付終身貸付のすべての取引について訪問取引を禁止する。

「信用契約」と題される第3款は、L.314-5条からL.314-8条を含む。

契約締結過程において、借主の保護は、情報提供義務、熟慮期間との結合によって、及び無効の制裁の下での公証証書の作成によって保障される。

L.314-5条は、貸付の主要な要素を記載すべき事前申込書の存在を予定している。これは貸付行為における借主の賢明な同意を確保するための情報提供の要式主義を実現するものである。

L.314-6条の適用によって、この申込みは、最低でも30日の期間、維持されなければならない。

この同意の保護は、L.314-7条に予定された10日の熟慮期間を創設しなければ完全なものとはならない。その間は借主は申込みを承諾できない。さらにL.314-7条に予定されている無効の制裁の下での公証証書の作成は、行政官に、当該行為の資産上及び相続上の結果についての助言義務の行使の余地を認める。

L.314-8条は、抵当不動産につきあらゆる善良なる家父長の注意をなすべき借主の義務を想起させる。債務者が担保の価値を債務者の行為によって減少させたとき、債務者が抵当物件の充当を変更するとき、債権者がその良好な維持・保存状態を確保するために抵当不動産に立ち入ることを債務者において拒絶するときには、債務者は期限の利益を失うとの原則を置く。

「債務の上限」と題される第4款は、履行期において評価される不動産の価値を債務の上限とする原則を置くL.314-8条を含む。同条は、債務が不動産の価値よりも低いときには、その価値と債権額の差額が、場合に応じて借主またはその相続人に、償還されることを明確にしている。不動産の譲渡の場合、L.314-14条の規定の留保の下、不動産の価値は、譲渡契約において示された価値に等しい。L.314-14条は、特に当事者の共通の同意または請求に基づいて任命された鑑定人による物件の評価を予定している。

「期限前の返済」と題される第5款は、L.314-10条～L.314-12条を含む。

L.314-10条は、貸付の全部または一部の返済の可能性を規定する。しかしながら貸主は、コンセイユ・デタのデクレに定められた賠償を請求することができる。ただし民法典1152条の適用を妨げない。

L.314-11条は、予めの弁済は、L.314-10条に定められた以外に、いかなる賠償もまたは借主の負担となるいかなる費用も収受する根拠を与えないことを示す。

L.314-12条は、元金を定期分割金で受け取る場合、分割金支払明細表の停止または改訂を請求できる可能性を借主に与える。この見直しは、定期金及びその総額に基づいて計算された利息の新たな表に根拠を与える。

「取引の終了」と題される第6款は、L.314-13条及びL.314-14条を含む。

借主の死亡の場合の取引の終了に際して、L.314-13条は、相続人の債務を、相続開始の日に評価された不動産の価値に制限する。相続人は、このように上限が画された債務を弁済することができる。債務が弁済されない場合には、抵当債権者は、民事執行手続きについての規定によって定められた共通法の要件で不動産物件の差押え及び売却を実行するか、または、不動産が借主の主たる

住居であるか否かを問わず、裁判上の決定若しくは流担保条項によって不動産の所有権を自己に帰属させるかの選択権を有する。相続人が不在の場合にも同様の選択権が債権者に認められる。

取引が借主による不動産の譲渡を理由に終了する場合、L.314-14条は、譲渡計画書 (projet de cession) の貸主への通知を予定している。その結果、物件の価値について同意できない場合、抵当債権者は、鑑定人による評価を請求できる。不動産の価値がこの評価よりも低いことが明らかになった場合、貸主の債権は、競売価格、または裁判上の帰属若しくは流担保条項における鑑定による価値のいずれかによって上限が画される。

「制裁」と題される第7款は、L.314-15条～L.314-18条を含む。

L.314-15条は、適法な事前申込書を借主に取得させない行為は民事上処罰される。裁判官は、利息についての権利の失効を宣言することができる。

L.314-16条は、同様の行為に対して刑事上の責任を負わせる。軽罪上の制裁である。同様の刑罰は、L.314-3条の規定に反する広告を配布した広告主についても適用される。

L.314-17条は、債務が不動産の価値よりも低い場合に、期限においてL.314-9条の適用によって支払われるべき額を返還しない行為を処罰する。

L.314-18条は、L.314-4条の規定の不遵守を処罰する。

L.314-19条は、L.314-18条が予定する犯罪について補充刑を予定する。

「適用附則」と題される第8款は、L.314-20条を含む。同条は、第3節の適用条件はコンセイユ・デタのデクレによって定められることを明らかにする。

3. 第3章：商法典を修正する規定

[オールドナンス] 42～49条は、商法典の修正を対象とする。

[オールドナンス] 42条は、提示規定である。

3.1. 充填抵当権によって担保される信用に関する規定

[オールドナンス] 43条は、L.526-5条によって商法典第5編第2章第4節 [第

6節の誤りか?]を補完する。L.526-5条は、小企業に対しても、厳格な意味での消費者と類似するような弱者的な地位にある範囲で、消費法典L.313-14条～L.313-14-2条を適用する。これによって、業者として法定公示登録簿に登録したすべての自然人、職業上若しくは独立した活動を行うすべての自然人、または有限責任会社の唯一の業務執行社員は、利害関係人が主たる住居として定めた不動産につき、登記された充填抵当権によって担保された借入金を締結したときには、消費法典の保護規定の利益を享受する。

[以上まで、片山直也訳]

3.2. 在庫商品質権についての規定

商法典の一部に、担保に割り当てられた新たな法制度が導入される。

在庫商品の有体性を考慮すると、担保法全体の改革における一貫性を考慮するならば、《在庫商品の質権 (gage des stocks)》という表現が、法律によって用いられる質権 (nantissement) という表現よりも好ましいものである。

質権 (gage) というものは、昔からある概念であるが、ここでは、在庫商品という、新たなまた特殊な目的物を対象とするものであり、その特殊性は、消費可能性また流通性を有するという点にある。

それゆえに、このような動産についての合意による担保を創設することには、債権者及び債務者の利益を守る数多くの手当てが伴われており、これが民法の質権 (gage) と区別される点である。

そのような諸規定は、オールドナンスの第3章の第2節に規定されており、商法典に在庫商品の質権 (gage) に割り当てられた新しい章が挿入されている。

本オールドナンス44条は、商法典の第2編第5部に、11か条 (L.527-1からL.527-11まで) により構成される第7章を挿入している。

新設されたL.527-1条は、在庫商品の質権について定義をしている。在庫商品の質権は、現在または将来の財産を対象とすることができる。この担保が使用できる債権者の資格については、信用機関に限定されており、これのみが、担保に供された目的物の現実性を評価できる能力を有しているのである。債務

者たりうるのは、事業活動をしている自然人または一切の私法上の法人である。

事業活動の継続にとって在庫商品は生命線をなすものであるという性格から、企業が在庫商品を自由に処分しうるということを持続し、また、占有を奪わないということがどうしても必要となる。

この規定は、同時に、当事者を保護するため、また、法的安定を図るため、有効要件として一定の方式を要求している。営業財産の質権 (nantissement de fonds de commerce) と同様に、書面が要求されている。また、事業債権の質権 (nantissement) についてと同様に、一定の記載が必要とされている。

有体動産の質権についての一般法規定の準用により、他人に属する在庫商品の質権は禁止される (民法2335条)。

流担保の合意は禁止されている。当事者は、質権の設定に際して、質権債権者が債務者の不払の場合に質権の設定された在庫商品の所有者になるということ合意することは認められない (L.527-2条)。

新設されたL.527-3条は、在庫商品の概念を明らかにしている。この定義は、承認及び一定種類の会社の計算義務についての1983年11月29日のデクレ83-1020号が規定している定義を参考にしている。営業財産の質権の対象から排除されている製品、商品及び第一次原材料が問題になる。

この法的拘束力が重大であるために、その公示が必要とされざるを得ない。そのために、商業登記ないし会社登記への登記が、その成立のために欠くことができないものとされている (L.527-4条)。

L.632-1条からL.632-4条に規定されている倒産手続きについての規律は、[在庫商品の質権にも]適用される。そのため、オルドナンス49条は、結果として、L.632-1条の第6号に《質権 (gage)》という言葉を追加するという修正をしている。従って、債務者の支払停止日以降に設定された在庫商品の質権は無効である。

債権者に対する在庫商品の効果は、L.527-5条において規定されている。

支払を受けない質権債権者は、質権の設定された在庫商品に優先権を有して

いる。質権債権者は、在庫商品の競売を命じてもらうことができ、その代金に優先権を行使することができる。この優先弁済権は、とりわけ、一般債権者及び動産一般先取特権を有する債権者に優先することを認めるものである。〔在庫商品質権〕登記がされた債権者間では、その順位は、登記の日付の順により決定される。

物上代位の仕組みによって、〔質権が〕その流通時における在庫商品の古い構成部分を新しい構成部分に置き換わるということが可能になる。

質権債権者はまた、債務者の活動について情報を得る権利が認められている。この点については、質権債権者は、自己の費用によりいつでも、質権の設定された在庫商品の状況を確認することができる。在庫商品についての債権者の管理を容易にするために、債務者は、質権の設定されている在庫商品のリスト (état) 及びそれに関する取引の帳簿を保持しておかなければならない。

占有を奪わないために、債務者が、在庫商品の保管について責任を負うことになる (L.527-6条)。民法1137条の規定が準用されるため、債務者は、善良な家父の注意を在庫商品に払わなければならないことになる。

新設されたL.527-7条は、債務者に対する質権の効果について規定をしている。

監視をしていて、債権者が在庫商品の価値が20%減少したことに気がついた場合には、債権者は、債務者に対して質権〔の価値〕を回復するよう遅滞に陥れるか、在庫商品の価値が減少した分に対応する金額の支払をするよう求めることができる。この選択権のおかげで、ここでもまた、債権者は、減少した部分について支払を受けられるという確実性を選ぶか、または、在庫商品の減少が一時的なものにすぎなければ、債務者に若干の猶予を与えることを選ぶかの選択が可能になる。コンセイユ・デタのデクレがこの点についての手続きについて明らかにする予定である。この〔20%という〕割合は、〔質権者の〕法的安定性と企業活動の遂行とを妥協させたものである。

当事者は、支払が部分的になされることに応じて質権の対象が変わっていくということを約束しておくことができる (L.527-8条)。

債務者は、[債務の] 期限前であっても、負債の支払手続きをとることもできる (L.527-9条)。この場合には、期限まで発生し続けるはずであった利息について [支払わないですむという] 利益を享受する。

債務者を保護する手続きに引き続いて、L.527-10条は、質権債権者が競売手続きをとるか (民法2346条)、または、在庫商品を裁判所による自己への帰属を求める手続きをとることができることを規定している。

3.3. 諸規定

[オールドナンス] 45条から49条までは、民法にもたらされた修正の結果を導くためのものであり、それを商法典に適合させるためのものである。例えば、45条と46条は、[商法] L.521-1条及びL.521-3条を改正している。47条は、倒産手続きの開始は、流担保の合意の締結及び実行を妨げることを規定することにより、「商法」L.622-7条を補足している。48条は、倒産手続きの場合の所有権留保条項についての商法典L.624-16条及び624-18条を再録し、この規律を民法に規定された規律と調和させようとしている (オールドナンス13条参照)。49条は、「質権 (gage)」という表現を付け加えることにより、商法典632-1-1条の支払停止期間内に締結される無効行為のリストを補完している。

4. 第4章及び第5章：諸規定、経過規定及び最終規定

[オールドナンス] 50条は、現行民法に加えられる修正の結果を引き出すものである。例えば、2334条において導入された新たな規定についていえば、民法1422条は、オールドナンス11条の説明に際して既に援用をしたが、第2項が補完されている。

[オールドナンス] 51条は、[担保法以外の民法規定の] 調整を行うものである。

[オールドナンス] 52条は、Bas-Rhin県、Haut-Rhin県及びMoselle県におけるフランス私法の効力を認める1924年6月1日の法律を修正し、最後に、45-1条から45-4条を追加して、不動産公示についてのその地方のシステムと充填可能な抵当権の特殊性を考慮したものである。また、[オールドナンス] 52条は、不

動産公示についての規定と民法規定との間に必要な調整についての1924年1月1日の法律48条にも、同様の調整を加えている。さらには、[オールドナンス] 52条は、この法律の64条を改正し、抵当権登記の解除を簡素化している。

[オールドナンス] 53条は、オールドナンス 6条を説明するに際して既に援用した。

[オールドナンス] 54条は、第4編の新しい番号をつける対象になった民法規定の参照について [特別法で民法を援用している規定について] 変更するための一般規定を含んでいる。

[オールドナンス] 55条は、今後は、現行の法律またはその他の規則において、「gage」及び「créancier gagiste」という言葉は、無体動産財産にかかわる担保に関しては、「nantissement」及び「créancier nantis」という言葉に置き換えられること、また反対に、「nantissement」及び「créancier nantis」は、有体動産財産にかかわる担保については、「gage」及び「créancier gagiste」に置き換えられることを規定している。

[オールドナンス] 56条は、新設された民法第4編に移行させられた諸規定を廃止するものである。

[オールドナンス] 57条は、マイヨット、ワリス及びフトナ並びにニューカレドニアに、今回の改正を適用するための要件を規定するものである。

[オールドナンス] 58条と59条は、経過規定を規定するものである。

[オールドナンス] 58条は、自動車の質権に関する民法2351条から2353条までの規定については、その効力発生が2008年7月1日以降のデクレにより定められる日まで延期されるものとしている。

[オールドナンス] 59条は、本オールドナンスの発効前に登記された抵当権が、充填可能な抵当権に変更できることを規定しており、そのためには、抵当権が民法2428条の規定する方式により公示され、民法2422条の要件の下に別の債権を担保しうること予定した書面を作成することが必要である。この書面は、本オールドナンスが発効する前の日付で登記されている抵当権を有する債権者、及び、発行後この書面の登記の日付までの間に [抵当権の] 登記手続きを行った

債権者には対抗することができない。

以上が、大統領閣下に承認を得ることを光榮とするオールドナンスの内容である。

敬白、大統領閣下殿。

[以上まで、平野裕之訳]

II 条文の翻訳1——民法の改正

1 担保編以外の関連改正条文

1286 条〔言葉の追加〕

質権が設定された物の返還によっては、決して債務の免除が推定されることはない。

1422 条〔2項新設〕

夫婦は、どちらか一方のみによっては、夫婦共有財産を、生前に無償にて処分することはできない。

② 夫婦は、どちらか一方のみによっては、第三者の債務のために、夫婦共有財産を担保に供することもできない。

2205 条〔旧 2092-3 条第 2 項の条文番号変更〕

2 担保編の改正部分

目 次 * 訳者が追加

第 4 編 担 保

第 1 章 人的担保 (Des sûretés personnelles)

第 1 節 保 証 (Du cautionnement)

- 第1款 保証の性質及び範囲 (De la nature et de l'étendue du cautionnement)
- 第2款 保証の効果 (De l'effet du cautionnement)
 - 第2-1款 債権者と保証人との間の保証の効果 (De l'effet du cautionnement entre le créancier et la caution)
 - 第2-2款 債務者と保証人との間の保証の効果 (De l'effet du cautionnement entre le débiteur et la caution)
 - 第2-3款 共同保証人間の保証の効果 (De l'effet du cautionnement entre les cofidésseurs)
- 第3款 保証の消滅 (De l'extinction du cautionnement)
- 第4款 法定の保証人及び裁判上の保証人 (De la caution legale et de la caution judiciaire)
- 第2節 損害担保契約 (De la garantie autonome)
- 第3節 経営指導念書 (De la lettre d'intention)
- 第2章 物的担保 (Des sûretés réelles)
 - 第2-1章 一般規定 (Dispositions générales)
 - 第2-2章 動産についての担保 (Des sûretés sur les meubles)
 - 第1節 動産先取特権 (Des privilèges mobiliers)
 - 第1款 一般先取特権 (Des privilèges généraux)
 - 第2款 特別先取特権 (Des privilèges spéciaux)
 - 第3款 先取特権の順位 (Du classement des privilèges)
 - 第2節 有体動産の質権 (Du gage de meubles corporels)
 - 第1款 [有体動産] 質権の一般法 (Du droit commun du gage)
 - 第2款 自動車についての質権 (Du gage portant sur un véhicule automobile)
 - 第3款 共通規定 (Dispositions communes)
 - 第3節 無体動産の質権 (Du nantissement de meubles incorporels)
 - 第4節 担保として留保された所有権 (De la propriété retenue à

titre de garantie)

第2-3章 不動産担保 (Des sûretés sur les immeubles)

第1節 不動産先取特権 (Des privilèges immobiliers)

第1款 特別先取特権 (Des privilèges spéciaux)

第2款 一般先取特権 (Des privilèges généraux)

第3款 先取特権が登記されなければならない場合 (Des cas où les
privilèges doivent être inscrits)

第2節 不動産質権 (De l'antichrèse)

第3節 抵当権 (Des hypothèques)

第1款 一般規定 (Dispositions générales)

第2款 法定抵当権 (Des hypothèques légales)

第2-1款 一般規定 (Dispositions générales)
第2-2款 夫婦の法定抵当権に関する特別規定 (Des règles
particulières à l'hypothèque légale des époux)

第2-3款 被後見人の法定抵当権に関する特別規定 (Des règles
particulières à l'hypothèque légale des personnes en
tutelle)

第3款 裁判上の抵当権 (Des hypothèques judiciaires)

第4款 約定抵当権 (Des hypothèques conventionnelles)

第5款 抵当権の順位付け (Du classement des hypothèques)

第4節 先取特権及び抵当権の登記 (De l'inscription des privilèges
et des hypothèques)

第1款 先取特権及び抵当権の登記の方法 (Du mode d'inscription
des privilèges et des hypothèques)

第2款 登記の抹消及び縮減 (De la radiation et de la réduction
des inscriptions)

第2-1款 一般規定 (Dispositions générales)

第2-2款 夫婦及び被後見人の抵当権に関する特別規定

(Dispositions particulières relatives aux hypothèques
des époux et des personnes en tutelle)

第3款 登記簿の公示及び保存吏の責任 (De la publicité des
registres et de la responsabilité des conservateurs)

第5節 先取特権及び抵当権の効力 (De l'effet des privilèges et des
hypothèques)

第1款 約定抵当権に関する特別規定 (Dispositions particulières
aux hypothèques conventionnelles)

第2款 一般規定 (Dispositions générales)

第6節 先取特権及び抵当権の滌除 (De la purge des privilèges et
des hypothèques)

第1款 約定抵当権に関する特別規定 (Dispositions particulières
aux hypothèques conventionnelles)

第2款 一般規定 (Dispositions générales)

第7節 先取特権及び抵当権の消滅 (De l'extinction des privilèges et
des hypothèques)

第4編 担 保

2284 条 [旧 2092 条の条文番号変更]

2285 条 [旧 2093 条の条文番号変更]

2286 条 [新設 予備草案 2286 条]

① [以下の者は] 留置権を主張することができる。

- 1 その債権の支払 (paiement) まで物の交付を受けた者
- 2 その物を引き渡す債務を負担させる契約より生じた債権について支払を受けていない者
- 3 ある物の保管に際して生じた債権の支払を受けていない者

② 留置権 (droit de rétention) は、任意に占有を失うことによって消滅する。

2287 条〔新設〕

本編の規定は、更正、司法再生、又は司法清算手続きの開始、ないしは、個人についての債務超過状況の扱う手続きの開始について予定されている諸規定の適用を妨げるものではない。

第 1 章 人的担保 (Des sûretés personnelles)

2287-1 条〔新設 予備草案 2291 条〕

本第 1 章で規定されている人的担保は、保証、独立担保契約及び経営指導書である。

第 1 節 保 証 (Du cautionnement)

第 1 款 保証の性質及び範囲

2288 条〔旧 2011 条の条文番号変更〕

2289 条〔旧 2012 条の条文番号変更〕

2290 条〔旧 2013 条の条文番号変更〕

2291 条〔旧 2014 条の条文番号変更〕

2292 条〔旧 2015 条の条文番号変更〕

2293 条〔旧 2016 条の条文番号変更〕

2294 条〔旧 2017 条の条文番号変更〕

2295 条〔旧 2018 条の条文番号変更〕

2296 条〔旧 2019 条の条文番号変更〕

2297 条〔旧 2020 条の条文番号変更〕

第2款 保証の効果

第2-1款 債権者と保証人との間の保証の効果

2298条〔旧2021条の条文番号変更〕

2299条〔旧2022条の条文番号変更〕

2300条〔旧2023条の条文番号変更〕

2301条〔旧2024条の条文番号変更〕

2302条〔旧2025条の条文番号変更〕

2303条〔旧2026条の条文番号変更〕

2304条〔旧2027条の条文番号変更〕

第2-2款 債務者と保証人との間の保証の効果

2305条〔旧2028条の条文番号変更〕

2306条〔旧2029条の条文番号変更〕

2307条〔旧2030条の条文番号変更〕

2308条〔旧2031条の条文番号変更〕

2309条〔旧2032条の条文番号変更〕

第2-3款 共同保証人間の保証の効果

2310条〔旧2033条の条文番号変更〕

第3款 保証の消滅

2311条〔旧2034条の条文番号変更〕

2312条〔旧2035条の条文番号変更〕

2313条〔旧2036条の条文番号変更〕

2314条〔旧2037条の条文番号変更〕

2315条〔旧2038条の条文番号変更〕

2316条〔旧2039条の条文番号変更〕

第4款 法定の保証人及び裁判上の保証人

2317条〔旧2040条の条文番号変更〕

(引用条文番号の変更: (旧)「2018条及び2019条」→(新)「2495条及び2496条」)

2318条〔旧2041条の条文番号変更〕

2319条〔旧2042条の条文番号変更〕

2320条〔旧2043条の条文番号変更〕

第2節 損害担保契約 (De la garantie autonome)

2321条〔新設 予備草案2323条〕

- ① 損害担保契約とは、第三者によって同意された義務を考慮して、担保負担者が、付従性なしに、合意された方法に従い、ある金額を支払うことを義務づけられる約定 (engagement) である。
- ② 担保負担者 (garant) は、受益者 (bénéficiaire) ないし受益者と要請者 (donneur d'ordre) との共謀による明らかな詐害又は濫用の事例については責任を負わない。
- ③ 担保負担者は、担保された債務についての抗弁を一切対抗することはできない。
- ④ 反対の合意がない限り、損害担保契約は担保される債務に随伴しない。

第3節 経営指導念書 (De la lettre d'intention)

2322条〔新設 予備草案2324条〕

経営指導念書は、債権者に対する、債務者がその義務 (obligation) を履行できるように支援すること (soutien) を目的とする、為す又は為さないことの約束である。

第2章 物的担保

第2-1章 一般規定

2323 条〔旧 2094 条の条文番号変更〕

2324 条〔旧 2095 条の条文番号変更〕

2325 条〔旧 2096 条の条文番号変更〕

2326 条〔旧 2097 条の条文番号変更〕

2327 条〔旧 2098 条の条文番号変更〕

2328 条〔旧 2099 条の条文番号変更〕

第2-2章 動産についての担保（Des sûretés sur les meubles）

2329 条〔新設 予備草案 2327 条〕

動産についての担保は、以下のとおりである。

- 1 動産についての先取特権
- 2 有体動産についての質権
- 3 無体動産についての質権
- 4 担保として留保された所有権

第1節 動産先取特権（Des privilèges mobiliers）

2330 条〔旧 2100 条の条文番号変更〕

第1款 一般先取特権

2331 条〔旧 3101 条の条文番号変更〕

第2款 特別先取特権

2332 条〔旧 2332 条の条文番号変更〕

第3款 先取特権の順位

2332-1条〔新設 予備草案 2331条1項〕

特別先取特権は、反対の規定がない限り、一般先取特権に優先する。

2332-2条〔新設 予備草案 2332条〕

一般先取特権は、2331条の順序に従い行使される。ただし、国庫の先取特権は、関連する法律によって定められる順位となり、また、社会保障料の先取特権は、労働者の先取特権と同じ順位となる。

2332-3条〔新設 予備草案 2333条そのまま〕

① 不動産賃貸人、動産の売主及び動産の保存者の特別先取特権は、以下の順位に従い行使される。

- 1 他の先取特権の発生後の〔動産〕保存の費用である場合の、〔動産〕保存者の先取特権
- 2 他の先取特権を知らない場合の、不動産の賃貸人の先取特権
- 3 他の先取特権の発生前の〔動産〕保存の費用の場合の、〔動産〕保存者の先取特権
- 4 動産の売主の先取特権
- 5 他の先取特権の存在を知っている場合の、不動産の賃借人の先取特権

② 同一の動産の保存者間では、より新しいものが優先する。同一の動産の売主の間では、より前の売主が優先する。

③ 以上の規律 (règles) の適用につき、ホテル業者の先取特権及び保管業者の先取特権は、不動産の賃貸人の先取特権と同視される。自宅で仕事をする者のための給料を支払われる補助者の先取特権は、動産の売主の先取特権と同視される。

第2節 有体動産の質権 (Du gage de meubles corporels)

第1款 〔有体動産〕質権 (gage) の一般法

2333条〔新設 予備草案 2335条〕

① 質権〔設定契約〕は、設定者が債権者に、動産財産 (biens mobiliers) 又は現在ないし将来の有体動産財産の集合体 (un ensemble de biens mobiliers corporels) について、他の債権者に優先して支払を受ける権利を付与する合意である。

② 被担保債権は、現在のものでも将来のものでもよい。〔ただし〕 将来の債権は特定可能 (déterminable) なものでなければならない。

2334 条〔新設 予備草案 2295 条〕

質権は、債務者又は第三者によって合意することができる。第三者による場合には、債権者は、担保に供された財産についての訴権 (action) しか有しない。

2335 条〔新設〕

他人の物 (choses) の質権は無効である。〔この場合に〕 債権者がその物が他人に属することを知らなかったならば、〔債権者に〕 損害賠償〔訴権〕が認められる。

2336 条〔新設 予備草案 2336 条 1 項〕

〔有体動産〕 質権 (gage) は、担保される債務 (dette)、質権が設定される財産の数量、種類及び性質を明らかにした書面を作成することにより成立する。

2337 条〔新設 予備草案 2336 条 2 項～ 4 項〕

① 〔有体動産〕 質権 (gage) は、それにつきなされた公示 (publicité) により第三者に対抗できる。

② 同様に、目的物とされた財産 (biens) が、債権者又は合意された第三者に引き渡されることにより、〔有体動産〕 質権 (gage) は第三者に対抗できる。

③ 〔有体動産〕 質権 (gage) が適式に (régulièrement) 公示された場合には、設定者 (constituant) の特定承継人は 2279 条を援用することはできない。

2338 条〔新設 予備草案 2337 条 1 項、 2 項〕

〔有体動産〕 質権 (gage) は、特別の登録簿 (registre) への登録によって公示される。その方式は、コンセイユ・デタのデクレにより定められる。

2339 条〔新設 予備草案 2337 条 3 項〕

〔質権〕設定者は、担保 (sûreté) として質権が設定された債務 (dette) が、元本及び利息並びに費用について全部支払われるまでは、質権の設定された財産 (bien) の返還、また、登録の抹消を求めることはできない。

2340 条〔新設 予備草案 2337 条 4 項、5 項〕

同一の財産 (bien) が、相前後して占有を奪わない複数の〔有体動産〕質権の対象とされた場合には、債権者の順位は、その登録の順序によって決められる。

占有を奪わない質権を設定された財産 (bien) が、その後、占有を奪う質権の対象とされた場合には、先行する質権債権者の優先権は、それが正式に公示されているならば、その後に質権を取得した債権者に、その留置権 (droit de retention) に妨げられることなく、対抗することができる。

2341 条〔新設 予備草案 2338 条〕

① 占有を奪う質権が消費物 (chose fongible) を対象とする場合には、債権者は、自分に属する物 (chose) とは分離してその物を保管しなければならない。これに違反した場合には、設定者は、2344 条 1 項の規定を援用することができる。

② 合意により債権者がこの義務が免除されている場合には、債権者は質に供された物 (chose) の所有権を取得し、同種のまた同量の物を返還することを義務づけられる。

2342 条〔新設 2339 条 1 項〕

占有を奪わない質権が、消費物を対象としている場合には、同等の物の同量によって補填することを義務づけつつそれを合意により容認しているときは、設定者はその物を譲渡することができる。

2343 条〔新設 予備草案 2339 条 2 項そのまま〕

〔質権〕設定者は、債権者又は合意された第三者 [= 保管者] に、質物の保管のために支出された必要費及び有益費を償還しなければならない。

2344 条〔新設 予備草案 2339 条 3 項、4 項〕

① 質権が占有を奪うものである場合には、債権者又は合意された第三者 [= 保管者] が保存義務に違反した場合には、〔質権〕設定者は、〔それとは別に〕

損害賠償の請求をすることを妨げられることなく、質権の設定された (bien gagé) の返還を求めることができる。

② 質権が占有を奪わないものである場合には、設定者に質権 [の設定された物] の保存義務の違反があった場合には、債権者は、質物の補充を了承することを選択しない限り、被担保債務 (dette) について期限の利益が失われたことを主張できる。

2345 条 [新設 予備草案 2340 条 1 項～3 項]

反対の合意がない限り、質物の保管者が被担保債務 (dette) の債権者である場合には、質物の果実を取得し、利息に、もし利息がなければ債務の元本に充当することができる。

2346 条 [新設 予備草案 2342 条 1 項]

担保された債務 (dette) の弁済 (paiement) がない場合には、債権者は質権の設定された財産 (bien) の売却を裁判所に命じてもらうことができる。この売買は、民事執行手続きについて予定されている方式に従って行われ、これと異なる合意をすることはできない。

2347 条 [新設 予備草案 2342 条]

① 債権者は、弁済としてその保管している財産 (bien) を自分に帰属させるよう、裁判所に命じてもらうこともできる。

② [質権の設定された] 財産の価値が、担保された債務の金額を超える場合には、残余额は債務者に返還され、もし他に質権債権者がいる場合には、それは供託される。

2348 条 [新設 予備草案 2343 条]

① 質権設定時又はその後に、担保された債務 (obligation) の履行がない場合には、債権者が質権の設定された財産の所有者になるということを合意しておくことができる。

② 通貨・金融法典の意味で組織された市場における財産の公定価格がない限り、[質権の設定された] 財産の価値は、当事者の合意により又は裁判所により任命された鑑定人によって、所有権移転時を基準として決定される。これに

反する一切の合意は、記載がされていないものとみなされる。

③ [質権の設定された] 財産の価値が、担保された債務の金額を超える場合には、残余額は債務者に返還され、もし他に質権債権者がいる場合には、それは供託される。

2349 条〔新設 予備草案 2344 条そのまま〕

① 債権者又は債務者の相続人の中で債務 (dette) が可分であっても、質権は不可分である。

② 債務者の相続人が、債務の自分の負担部分を支払ったとしても、債務の全額が支払われていない限り、質物についての自分の持分部分の回復を求めることはできない。

③ 反対に、債権者の相続人が、債務の自分の持分について支払を受けたとしても、未だ支払を受けていない共同相続人の持分を害して、質物を返還することはできない。

2350 条〔新設〕

担保又は保管のために裁判所によって命じられた金額、物件又はその価値の寄託ないし供託は、2333条の意味における優先権及び特別の配当が認められる。

第2款 自動車についての質権 (Du gage portant sur un véhicule automobile)

2351 条〔新設 1934年12月29日の法律及び1953年9月30日のデクレの改正〕

登録された牽引車及び陸上用自動車に質権が設定される場合には、質権は、コンセイユ・デタのデクレによって定められる要件の下に公的行政機関になされた届出 (déclaration) により第三者に対抗できる。

注) 2006年3月23日のオルドナンス2006-346号58条「オルドナンス2006-346号11条によって制定された2351条は、デクレによって決定される2008年7月1日以降の日付から発効する」〔訳者注 2352条と2353条も同じ〕

2352 条〔新設 1934年12月29日の法律及び1953年9月30日のデクレの改正〕

〔前条の〕届出の受付証の交付 (délivrance du reçu de la déclaration) によって、

質権債権者は、質権の設定された財産について占有を保持しているものとみなされる。

2353 条〔新設 1934 年 12 月 29 日の法律及び 1953 年 9 月 30 日のデクレの改正〕

〔自動車についての〕質権の実行は、債務者の〔商人か否かという〕資格の如何を問わず、2346 条から 2348 条に規定する規範に服する。

第 3 款 共通規定

2354 条〔新設〕

本章の規定は、商事関係について規定された特別の規律、又は、公認された質権に基づく金融機関のための特別の規律の適用を妨げるものではない。

第 3 節 無体動産の質権 (Du nantissement de meubles incorporels)

2355 条〔新設 予備草案 2345 条〕

- ① 〔無体動産〕質権 (nantissement) は、無体動産財産又は現在ないし将来の無体動産財産の集合体 (ensemble de biens mobiliers corporels) を、債務 (obligation) の担保に供することである。
- ② 〔無体動産〕質権 (nantissement) は合意又は判決による。
- ③ 判決による〔無体動産〕質権 (nantissement) は、民事執行手続きについて適用される規定によって規律される。
- ④ 債権についての合意による質権 (nantissement) は、特別規定がない限り、本節により規律される。
- ⑤ 以上以外の無体動産についての質権 (nantissement) は、特別規定がない限り、有体動産の質権 (gage) について規定されている規律に服する。

2356 条〔新設 予備草案 2349 条〕

- ① 債権の質権 (nantissement) は、書面によって締結されなければならない、これに反すれば無効である。
- ② 被担保債権 (créances garanties) 及び質権が設定される債権 (créances

nanties) は、証書 (acte) に記載されなければならない。

③ それ [= 前項の被担保債権ないし質権が設定される債権が] 将来の債権である場合には、証書 (acte) は、[債権の] 特定 (individualisation) を可能とするか、又は、債務者、支払場所、債権額又は評価額、またそれがあれば期限の表示など、特定を可能とする要素を含むものでなければならない。

2357 条 [新設 予備草案 2351 条]

[無体動産] 質権 (nantissement) が将来の債権に目的とする場合には、[無体動産] 質権 (nantissement) 債権者は、債権が成立すると同時に債権の上の権利を取得する。

2358 条 [新設]

債権質権 (nantissement de créance) は、一定の期間に限って設定することができる。

それ [債権質権] は、不可分でない限り、債権の一部を対象とすることができる。

2359 条 [新設 予備草案 2352 条]

[債権] 質権は、当事者がそれと異なる合意をしていない限り、債権の従 [たる債権] に拡張される。

2360 条 [新設]

① 預金口座 (un compte) に質権が設定された場合には、質権の設定された債権は、民事執行手続きによって規定されている方式に従い運用中の取引の調整は留保されるが、暫定的か確定的かを問わず、担保実行時における預金残高を対象とする。

② 同様の留保の下に、設定者に対して、個人債務超過状況処理手続きないし司法清算手続き、司法再生手続きが開始された場合には、質権債権者の権利は、[手続き] 開始判決の時点における預金残高に及ぶ。

2361 条 [新設 予備草案 2350 条]

現在の又は将来の債権であるかを問わず、債権質権 (nantissement d'une créance) は、証書の日付により当事者間に効力を生じ、また、第三者に対抗

できる。

2362 条〔新設 予備草案 2353 条〕

- ① 質権の設定された債権の債務者に〔質権が〕対抗できるためには、債権の質権が債務者に通知されるか、又は、債務者が証書に関与していなければならない。
- ② これを欠く場合には、設定者のみが、債権の弁済を有効に受けることができる。

2363 条〔新設 2354 条 1 項〕

- ① 〔前条の〕通知後は、〔無体動産〕質権債権者のみが、元本・利息とも、〔無体動産〕質権を設定された債権について有効に支払を受けることができる。
- ② それぞれの〔質権〕債権者は、他の質権債権者に適式に通知をしたのであれば、〔質権を設定された債権につき〕実行手続きをとることができる。

2364 条〔新設 予備草案 2354 条 2 項、3 項〕

- ① 質権の設定された債権について支払われるべき金額は、担保されている債権が期限の到来後である場合にはこれに充当される。
- ② 逆の場合〔被担保債権の期限が到来していない場合〕には、質権債権者 (créancier nanti) は、もし担保された債務 (obligation) が履行されたならば、それを質権債権者のために返還する義務を負担して受領する権限のある機関に開設された口座に、担保としてそれを〔前項の金額を〕保管しなければならない。〔この場合〕質権の設定された債権の債務者^(注)が支払をなさず、かつ、遅滞に陥ってから 8 日間しても変わりが無い場合には、債権者は、支払を受けていない金額の限度で、返還基金をその債権に充当する。

2365 条〔新設 予備草案 2355 条〕

- ① 債務者が支払をしない場合には、質権債権者は、判決によって又は合意に

(注) 批准 (ないし追認) 法案では、この質権債権者 (créancier nantie) を担保債権者 (créancier garantie) に変更する法案が提案された。これは、「質権の設定された債権の債務者」では第三債務者になってしまうが、この部分では、第三債務者ではなく、被担保債権の債務者が考えられているからである。

よって予定された要件の下に、[無体動産] 質権 (nantissement) の設定を受けた債権及びこれに付随するすべての権利を、自己に帰属させることができる。

② 債権者は、[無体動産] 質権 (nantissement) の設定を受けた債権の期限到来を待つこともできる。

2366 条〔新設 予備草案 2366 条〕

[無体動産] 質権債権者が、担保された債務 (dette) 以上の金額の支払を受けた場合には、債権者はその超過額を設定者に返還しなければならない。

第 4 節 担保として留保された所有権 (De la propriété retenue à titre de garantie)

2367 条〔新設 予備草案 2380 条〕

① 財産の所有権は、契約による所有権移転の効果をその対価を構成する債務 (obligation) の完済にかからしめる所有権留保条項の効果により、担保として保持することができる。

② このようにして留保された所有権は、それ [= 留保された所有権] が弁済を担保した債権の従たるもの (accessoire) である。

2368 条〔新設 予備草案 2381 条〕

[担保のための] 所有権の留保は、書面によって合意される。

2369 条〔新設 予備草案 2385 条〕

種類財産 (bien fongible) についての所有権留保は、支払われるべき債権が存在している限り、債務者ないしその計算で保持されている同じ種類で同じ品質の財産 (biens) について行うことができる。

2370 条〔新設 予備草案 2386 条〕

所有権留保がされた動産の別の財産 (biens) への附合 (incorporation) は、その物が損害を生じることなく分離可能であるならば、債権者の権利を妨げることはない。

2371 条〔新設 予備草案 2387 条〕

- ① 期日に完全な支払がされなかった場合には、債権者は、財産を処分する権利を回復するために、その財産の返還を求めることができる。
- ② 取り戻された財産の価値は、弁済として、担保されている債権の未払金に充当される。
- ③ 財産の価値が請求可能な債務（dette）の金額を超える場合には、債権者は超過額に相当する金額を債務者に返還しなければならない。

2372 条〔新設〕

〔留保された〕所有権は、転売先に対する債務者の債権又は財産に代わる保険金に及ぶ。

[以上まで、平野裕之訳]

第 2-3 章 不動産担保（Des sûretés sur les immeubles）

2373 条〔新設 予備草案 2388 条参照〕

- ① 不動産についての担保（les sûretés sur les immeubles）は、先取特権（les privilèges）、不動産質権（l'antichrèse）及び抵当権（les hypothèques）である。
- ② 不動産の所有権もまた担保として留保することができる。

第 1 節 不動産先取特権（Des privilèges immobiliers）

第 1 款 特別先取特権（Des privilèges spéciaux）

2374 条〔旧 2103 条の条文番号変更〕

第 2 款 一般先取特権（Des privilèges généraux）

2375 条〔旧 2104 条の条文番号変更〕

2376 条〔旧 2105 条の条文番号変更〕

第3款 先取特権が登記されなければならない場合 (Des cas où les privilèges doivent être inscrits)

2377 条〔旧 2106 条の条文番号変更〕

(引用条文番号の変更: (旧)「2146条及び2148条」→(新)「2426条及び2428条」)

2378 条〔旧 2107 条の条文番号変更〕

(引用条文番号の変更: (旧)「2104条」→(新)「2375条」、(旧)「2103条」→(新)「2374条」)

2379 条〔旧 2108 条の条文番号変更〕

(引用条文番号の変更: (旧)「2146条及び2148条」→(新)「2426条及び2428条」)

2380 条〔旧 2108-1 条の条文番号変更〕

2381 条〔旧 2109 条の条文番号変更〕

(引用条文番号の変更: (旧)「2146条及び2148条」→(新)「2426条及び2428条」)

2382 条〔旧 2110 条の条文番号変更〕

2383 条〔旧 2111 条の条文番号変更〕

(引用条文番号の変更: (旧)「2146条及び2148条」→(新)「2426条及び2428条」)

2384 条〔旧 2111-1 条の条文番号変更〕

(引用条文番号の変更: (旧)「2146条及び2148条」→(新)「2426条及び2428条」)

2385 条〔旧 2112 条の条文番号変更〕

2386 条〔旧 2113 条の条文番号変更〕

(引用条文番号の変更: (旧)「2108条、2109条及び2111条」→(新)「2379条、2381条及び2383条」)

第2節 不動産質権 (De l'antichrèse)

2387 条〔新設 予備草案2392条参照〕

不動産質権は、債務の担保としての不動産の充当 (affectation) である。不動産質権はそれを設定した者の占有喪失 (dépossession) を伴う。

2388 条〔新設 予備草案 2393 条参照〕

① 2397条最終項、2413条、2414条、2416条、2417条及び2421条に定められた約定抵当権に関する規定は、不動産質権に適用される。

② 2458条乃至2460条に定められた抵当権の効力に関する規定も同様である。

2389 条〔新設 予備草案 2394 条参照〕

① 債権者は、担保として充当された不動産の果実を収取するが、利息が支払われるべき場合には、利息に充当し、補充的に債務の元本に充当しなければならない。

② 債権者は、失権 (déchéance) の制裁のもとに、不動産の保存及び維持に必要なことをしなければならないが、収取した果実を、債務に充当する前に、それに用いることができる。債権者は何時でも目的物をその所有者に返還して、この義務を免れることができる。

2390 条〔新設 予備草案 2395 条参照〕

債権者は、占有を喪失することなく、第三者又は債務者自身に対して、不動産を賃貸に供することができる。

2391 条〔新設 予備草案 2396 条参照〕

債務者は、その債務を完済するまでは、不動産の返還を請求することはできない。

2392 条〔新設 予備草案 2397 条参照〕

不動産質債権者の権利は、特に、以下によって消滅する。

- 1 主たる債務の消滅によって
- 2 所有者への不動産の予めの返還によって

第3節 抵当権 (Des hypothèques)

第1款 一般規定 (Dispositions générales)

2393 条〔旧 2114 条の条文番号変更〕

2394 条〔旧 2115 条の条文番号変更〕

2395 条〔旧 2116 条の条文番号変更〕

2396 条〔旧 2117 条の条文番号変更〕

2397 条〔旧 2118 条の条文番号変更、2 項新設、予備草案 2403 条参照〕

② 抵当権は不動産について生じた改良 (améliorations) に拡張される。

2398 条〔旧 2119 条の条文番号変更〕

2399 条〔旧 2120 条の条文番号変更〕

第 2 款 法定抵当権 (Des hypothèques légales)

第 2-1 款 一般規定 (Dispositions générales)

2400 条〔旧 2121 条の条文番号変更〕

(引用条文番号の変更: (旧)「2101 条」→ (新)「2331 条」)

2401 条〔旧 2122 条の条文番号変更〕

(引用条文番号の変更: (旧)「2161 条」→ (新)「2444 条」、(旧)「2146 条」→ (新)「2426 条」)

第 2-2 款 夫婦の法定抵当権に関する特別規定 (Des règles particulières à l'hypothèque légale des époux)

2402 条〔旧 2136 条の条文番号変更〕

(引用条文番号の変更: (旧)「2134 条」→ (新)「2425 条」)

2403 条〔旧 2137 条の条文番号変更〕

(引用条文番号の変更: (旧)「2148 条」→ (新)「2428 条」、(旧)「2134 条」→ (新)「2425 条」)

2404 条〔旧 2138 条の条文番号変更〕

2405 条〔旧 2139 条の条文番号変更〕

(引用条文番号の変更: (旧)「2136 条又は 2137 条」→ (新)「2402 条又は 2403 条」)

2406 条〔旧 2140 条の条文番号変更〕

(引用条文番号の変更: (旧)「2138 条」→ (新)「2404 条」、(旧)「2139 条」→ (新)「2405 条」)

2407 条〔旧 2141 条の条文番号変更〕

(引用条文番号の変更: (旧)「2137 条」→ (新)「2403 条」、(旧)「2154 条」→ (新)「2434 条」)

2408 条 [旧 2142 条の条文番号変更]

(引用条文番号の変更: (旧)「2136条乃至2141条」→ (新)「2402条乃至2407条」)

第 2-3 款 被後見人の法定抵当権に関する特別規定 (Des règles particulières à l'hypothèque legale des personnes en tutelle)

2409 条 [旧 2143 条の条文番号変更]

2410 条 [旧 2144 条の条文番号変更]

2411 条 [旧 2145 条の条文番号変更]

(引用条文番号の変更: (旧)「2143条」→ (新)「2409条」、(旧)「民法典2154条」→ (新)「民法典2434条」)

第 3 款 裁判上の抵当権 (Des hypothèques judiciaires)

2412 条 [旧 2123 条の条文番号変更]

(引用条文番号の変更: (旧)「2161条」→ (新)「2444条」、(旧)「2146条」→ (新)「2426条」)

第 4 款 約定抵当権 (Des hypothèques conventionnelles)

2413 条 [旧 2124 条の条文番号変更]

2414 条 [旧 2125 条の条文番号変更、旧最終項を 2 つの項に差し替え、予備草案 2425 条参照]

② 共有不動産 (immeuble indivis) の抵当権は、それがすべての共有者 (indivisaires) によって合意された場合には、分割 (partage) の結果の如何を問わず、その効力を保存する。反対の場合、抵当権は、それに合意した共有者が、分割に際して、1 つ又は複数の共有不動産を割り当てられた範囲でのみ、また不動産が第三者に換価処分されたときは、その共有者が換価処分 (licitation) の代金を割り当てられた場合のみ、その効力を保存する。

③ 1 つ又は複数の共有不動産における持分 (quote-part) の抵当権は、それ

に合意した共有者が、分割に際して、1つ又は複数の共有不動産を割り当てられた範囲でのみその効力を保存する。その場合、抵当権は、それを合意した共有者に帰属する持分に限定されず、割当て (allotissement) のすべての範囲で効力を保存する。不動産が第三者に換価処分されたときは、その共有者が換価処分の代金を割り当てられたならば抵当権は効力を保存する。

2415 条〔旧 2126 条の条文番号変更〕

2416 条〔旧 2127 条の条文番号変更及び差し替え、予備草案 2421 条参照〕

約定抵当権は、公証証書 (acte notarié) によってのみ合意することができる。

2417 条〔旧 2128 条の条文番号変更〕

2418 条〔旧 2129 条の条文番号変更〕

(引用条文番号の変更：(旧)「2146条」→(新)「2426条」)

2419 条〔新設、予備草案 2426 条参照〕

抵当権は、原則として、現在の不動産 (Des immeubles présents) についてしか合意することができない。

2420 条〔新設、予備草案 2426 条参照〕

前条の例外として、抵当権は、以下の場合及び条件において、将来の不動産 (Des immeubles à venir) について合意することができる。

- 1 現在のかつ自由な不動産を所有していないか、又は債権担保に十分な量を所有していない者は、後に取得する不動産につきその取得に応じて債権の弁済に充当することを合意することができる。
- 2 抵当権に服する現在の不動産を滅失させるか、又は債権の担保のために不十分になるほどに損傷した者も同様である。ただし、債権者がその時から返済を追及する権利を妨げてはならない。
- 3 他人の土地の上に自らの利益で建築する現在の権利を有する者は、建築が開始されたか単に計画されている建物について、抵当に供することができる。また、建物が取り壊される場合、抵当権は同一の場所で建築された新たな建築物に当然に移される。

2421 条〔新設、予備草案 2427 条参照〕

① 抵当権は、1つ若しくは複数の現在又は将来の債権 (une ou plusieurs créances, présentes ou futures) の担保として合意することができる。債権が将来のものである場合には、債権は、特定可能 (déterminables) でなければならない。

② その原因 (cause) は、行為の中で特定される。

2422 条〔新設、予備草案 2428 条参照〕

① 抵当権は、設定行為によって明示に予定されている場合には、後に、設定行為で記載された債権とは別の債権の担保のために充当することができる。

② 設定者は、設定行為において予定されかつ2423条に書かれた額を限度として、当初の債権者 (le créancier originaire) に対してだけではなく、その債権者が弁済を受けていない場合であっても、新たな債権者 (un nouveau créancier) に対しても担保を供与し得る。

③ 充填合意 (convention de rechargement) は、それが当初の債権者との間で締結される場合であっても、新たな債権者との間で締結される場合であっても、公正された形式による。

④ 充填合意は、2430条に予定された形式に従って公示される。公示がなされない場合、第三者に対抗できない。

⑤ 公示が、充填抵当権 (l'hypothèque rechargeable) の上に登記をなした債権者の間で順位を決定する。

⑥ 本条の規定は公序 (ordre public) であり、それに反するすべての条項は書かれていないとみなされる。

2423 条〔新設、予備草案 2429 条参照〕

① 抵当権は、常に、元本について公証証書に記載された特定した額を最高限として (à hauteur d'une somme déterminée) 合意される。公証証書にそれが記載されていない場合には無効となる。場合によっては、当事者は、そのために、不特定、不確定若しくは条件付の定期金、給付又は権利の評価を行う。債権に再評価条項 (la clause de réévaluation) が付されている場合には、担保は、証書にその旨記載されていれば、再評価された債権に及ぶ。

- ② 抵当権は法律上当然に利息及びその他の従物 (accessories) に及ぶ。
- ③ 抵当権が、1つ又は複数の将来債権の担保として、かつ不特定の期間で設定された場合には、設定者は何時でも抵当権を解約することができる。ただし、3か月の予告期間を尊重しなければならない。抵当権は、一度解約されたならば、それ以前に発生した債権のみを担保するものとなる。

2424 条〔新設〕

- ① 抵当権は当然に被担保債権と伴に移転する。抵当債権者は、他の債権者を抵当権に代位させかつその債権を保存できる。
- ② 抵当債権者は、先順位の譲渡 (cession d'antériorité) によって、後順位の債権者に対して、その後順位を取得し、自らの登記の順位 (rang d'inscription) を譲渡することができる。

第5款 抵当権の順位付け (Du classement des hypothèques)

2425 条〔旧 2134 条の条文番号変更、第5項新設、予備草案 2430 条参照〕

(引用条文番号の変更: (旧)「2200条」→(新)「2453条」、(旧)「2111条」→(新)「2383条」、(旧)「2113条」→(新)「2386条」、(旧)「2121条」→(新)「2400条」)

- ⑤ 充填合意の公示が、裁判上の保全抵当権 (hypothèque judiciaire conservatoire) の登記よりも後であったときには、裁判上の保全抵当権の登記が充填合意に付与された順位よりも先順位であるとみなされる。

第4節 先取特権及び抵当権の登記 (De l'inscription des privilèges et des hypothèques)

第1款 先取特権及び抵当権の登記の方法 (Du mode d'inscription des privilèges et des hypothèques)

2426 条〔旧 2146 条の条文番号変更〕

(引用条文番号の変更: (旧)「2107条」→(新)「2378条」、(旧)「2148条」→(新)「2428条」)

2427 条〔旧 2147 条の条文番号変更、旧最終項を 2 つの項に差し替え、予備草案 2432 条参照〕

(引用条文番号の変更: (旧)「2108 条及び 2109 条」→ (新)「2379 条及び 2381 条」、(旧)「2103 条」→ (新)「2374 条」、(旧)「2108 条、2109 条及び 2111 条」→ (新)「2379 条、2381 条及び 2383 条」)

③ 不動産差押え (saisie immobilière) 若しくは救済手続き (procédure de sauvegarde)、又は裁判上の更生手続き (redressement judiciaire) 若しくは裁判上の清算手続き (liquidation judiciaire) において、さらには個人の多重債務状態の対処手続き (procédure de traitement des situations de surendettement des particuliers) において、先取特権及び抵当権の登記は、『民事訴訟法典』* の規定並びに商法典第 6 編第 2、3 又は 4 章の規定によって規制された効果を生じる。

*2006 年 4 月 21 日オルドナンス 2006-461 号により、『本法典第 3 編第 19 章』に修正

④ Bas-Rhin 県、Haut-Rhin 県及び Moselle 県においては、不動産の強制執行の場合、先取特権及び抵当権の登記は、1924 年 6 月 1 日法律の規定によって規制された効果を生じる。

2428 条〔旧 2148 条の条文番号変更、旧第 3 項第 3 号を差し替え、第 4 号の引用条文及び文言を差し替え、予備草案 2433 条参照〕

(引用条文番号の変更: (旧)「2123 条」→ (新)「2412 条」)

③ 登記申請書 (bordereaux) には、それぞれ、もっぱら以下の事項が含まれる。これに反する場合には、手続きの拒絶 (rejet de la formalité) がなされる。

：

- 3 担保を発生させる権原及び債権の発生権原の日付並びに性質の表示、さらには先取特権又は抵当権によって担保される債務の原因、及び、場合によっては、2422 条に予定された充填条項 (la clause de rechargement) の明示の記載 公証権原については、作成者の氏名及び住所が明示される。2383 条及び 2400 条 1 号乃至 3 号の規定の適用において要求される登記については、登記申請書は、債権の原因及び性質を明記する。

- 4 債権の元本、その付帯金及び請求可能となる通常の時期 すべての場合において、申請者は、不特定、未確定又は条件付の定期金、給付金及び権利 (les rentes, prestations et droits indéterminés, éventuels ou conditionnels) を評価しなければならない。ただし、債務者の利益のため、2444条及び2445条の適用は妨げられない。かつ、権利が未確定又は条件付きの場合には、申請者は、債権の存在が依存する事件又は条件の概要を示さなければならない。債権が再評価条項 (clause de réévaluation) を伴う場合には、登記には、債権の当初の額及び再評価条項が記載されなければならない。債権の額がユーロで決済されない場合には、担保又は債権の発生権原の日付における最後の為替相場に従って、その対価のユーロでの直接の表示が決定される。

2429 条 [旧 2148-1 条の条文番号変更]

2430 条 [旧 2149 条の条文番号変更、第 3 項は新設、予備草案 2436 条参照]

③ 2422条の適用によって公示されるべき合意についても同様の方法 [保存吏による既存の登記への欄外付記 (mentions en marge des inscriptions existantes) の方法] で公示される。

2431 条 [旧 2150 条の条文番号変更]

(引用条文番号の変更：(旧)「2200条」→(新)「2453条」)

2432 条 [旧 2151 条の条文番号変更、第 2 項は新設、予備草案 2439 条参照]

② しかしながら、抵当権が消費法典L.314-1条に定義される終身貸付 (prêt viager) の担保として合意される場合には、債権者はすべての利息について元本と同一の順位として記入される権利を有する。

2433 条 [旧 2152 条の条文番号変更]

2434 条 [旧 2154 条の条文番号変更及び差し替え、予備草案 2441 条参照]

① 登記は、債権者が以下の規定に従って定める日まで、先取特権又は抵当権を保存する。

② 担保される債務の元金が 1 つ又は複数の日に返済されるべき場合には、予定された返済期日 (l'échéance) 又は最後の返済期日の前になされた登記が効

力を有する最終日は、最長でも、その返済期日の1年後である。ただし、登記の期間 (durée de l'inscription) は50年を超えることはできない。

③ 返済期日又は最後の返済期日が特定されていない場合、特に消費法典314-1条において予定されている場合には、又は、抵当権が2422条に予定された充填条項を伴う場合には、登記の期間は、最長でも手続き (formalité) の日から50年である。

④ 返済期日又は最後の返済期日が登記よりも前か同時である場合には、登記の期間は最長でも手続きの日から10年である。

⑤ 複数の債権が担保され、かつそれらに前3項のうちの複数の項が適用される場合には、債権者は、複数の債権の各々につき異なった登記を申請することも可能であるし、全体 (l'ensemble) につきもっとも最終の日まで単一の登記を申請することも可能である。これら3項のうち最初の項のみが適用されるが、異なった債権が、返済期日又は最後の返済期日が同一でない場合についても同様である。

2435条 [旧 2154-1条の条文番号変更]

(引用条文番号の変更: (旧)「2154-1条」→(新)「2434条」)

2436条 [旧 2154-2条の条文番号変更及び差し替え、予備草案 2443条参照]

2434条及び2435条に予定された期間 (délais) の1つが遵守されない場合、登記はその期間の満了の日を超えて効力を有しない。

2437条 [旧 2154-3条の条文番号変更]

(引用条文番号の変更: (旧)「2154条乃至2154-2条」→(新)「2434条乃至2436条」)

2438条 [旧 2155条の条文番号変更]

2439条 [旧 2156条の条文番号変更]

第2款 登記の抹消及び縮減 (De la radiation et de la réduction des inscriptions)

第2-1款 一般規定 (Dispositions générales)

2440条 [旧 2157条の条文番号変更、第2項新設、予備草案 2447条参照]

② 2422条4項によって定められる欄外付記による公示をしなかった債権者は、抹消を甘受しなければならない。

2441条〔旧2158条の条文番号変更、第3項新設、予備草案2448条参照〕

③ 約定抵当権の登記の抹消は、債権者が債務者の請求に応じて抹消に同意したことを証する公証証書の公証謄本 (une copie authentique de l'acte notarié) を抵当権保存所へ提出することによって申請をなしうる。その場合、保存吏の審査は、行為の形式的な適合性のみに限定され、実体的な有効性には及ばない。

2442条〔旧2159条の条文番号変更〕

2443条〔旧2160条の条文番号変更〕

2444条〔旧2161条の条文番号変更〕

(引用条文番号の変更: (旧)「2122条及び2123条」→(新)「2401条及び2412条」、
(旧)「2159条」→(新)「2442条」)

2445条〔旧2162条の条文番号変更〕

第2-2款 夫婦及び被後見人の抵当権に関する特別規定 (Dispositions particulières relatives aux hypothèques des époux et des personnes en tutelle)

2446条〔旧2163条の条文番号変更〕

(引用条文番号の変更: (旧)「2136条又は2137条」→(新)「2402条又は2403条」、
(旧)「2138条」→(新)「2404条」)

2447条〔旧2164条の条文番号変更〕

(引用条文番号の変更: (旧)「2143条」→(新)「2409条」)

2448条〔旧2165条の条文番号変更〕

第3款 登記簿の公示及び保存吏の責任 (De la publicité des registres et de la responsabilité des conservateurs)

2449条〔旧2196条の条文番号変更〕

2450条〔旧2197条の条文番号変更〕

2451 条〔旧 2198 条の条文番号変更〕

(引用条文番号の変更：(旧)「2181条」→(新)「2476条」)

2452 条〔旧 2199 条の条文番号変更〕

2453 条〔旧 2200 条の条文番号変更〕

2454 条〔旧 2201 条の条文番号変更〕

2455 条〔旧 2202 条の条文番号変更〕

2456 条〔旧 2203 条の条文番号変更〕

(引用条文番号の変更：(旧)「2200条」→(新)「2453条」)

2457 条〔旧 2203-1 条の条文番号変更〕

(引用条文番号の変更：(旧)「2201条」→(新)「2454条」)

第 5 節 先取特権及び抵当権の効力 (De l'effet des privilèges et des hypothèques)

第 1 款 約定抵当権に関する特別規定 (Dispositions particulières aux hypothèques conventionnelles)

2458 条〔新設、予備草案 2464 条及び 2465 条〕

支払がなされなかった抵当債権者が民事執行手続きに関する法律に定められた方式に従って抵当権が付された財産の売却を実行することを抵当権の合意によって排除することはできないが、抵当債権者は、財産の売却を実行しない限り、弁済として不動産を抵当債権者のものとするを裁判所に請求することができる。ただし、この権能は、不動産が債務者の主たる住居 (la résidence principale) である場合には与えられない。

2459 条〔新設、予備草案 2466 条〕

抵当権の合意において、債権者が抵当不動産の所有者となる旨を約定することができる。ただし、この合意は、債務者の主たる住居である不動産については効力を有しない。

2460 条〔新設、予備草案 2467 条〕

- ① 前2条で定められた場合には、不動産は、合意又は裁判所によって選任された鑑定人 (expert) によって評価されなければならない。
- ② その価値が被担保債務の額を超える場合には、債権者は、差額に相当する額を債務者に支払わなければならない。他の抵当債権者が存する場合には、債権者はその額を供託する。

第2款 一般規定 (Dispositions générales)

2461 条〔旧 2166 条の条文番号変更〕*

*2006年4月21日オールドナンス2006-461号により、『[[配当表] に位置づけられ (colloqué et)』の文言削除

2462 条〔旧 2167 条の条文番号変更〕

2463 条〔旧 2168 条の条文番号変更〕

2464 条〔旧 2169 条の条文番号変更〕*

*2006年4月21日オールドナンス2006-461号により、『第三所持者 (le tiers détenteur) がこれらの義務のうちの1つを満足させない場合には、不動産に対する追及権の各名義債権者は、第3編第19章の条件の下、不動産の差押え及び売却を遂行する権利を有する』に差し替え

2465 条〔旧 2170 条の条文番号変更〕

2466 条〔旧 2171 条の条文番号変更〕

2467 条〔旧 2172 条の条文番号変更〕

2468 条〔旧 2173 条の条文番号変更〕*

*2006年4月21日オールドナンス2006-461号により、『強制競売 (l'adjudication)』の文言を『強制売却 (la vente forcée) に差し替え

2469 条〔旧 2174 条の条文番号変更〕*

*2006年4月21日オールドナンス2006-461号により、『強制徴収 (l'expropriation)』の文言を『不動産差押え (la saisie immobilière)』に差し替え

2470 条〔旧 2175 条の条文番号変更〕

2471 条〔旧 2176 条の条文番号変更〕

2472 条〔旧 2177 条の条文番号変更〕＊

＊2006年4月21日オールドナンス2006-461号により、『その者に対して行う強制競売 (l'adjudication faite sur lui)』及び『強制競売される (adjudgé)』の文言をそれぞれ『不動産の強制売却 (la vente forcée de l'immeuble)』及びに『売却された (vendu)』に差し替え

2473 条〔旧 2178 条の条文番号変更〕＊

＊2006年4月21日オールドナンス2006-461号により、『競売のなされた (subi l'expropriation)』の文言をそれぞれ『強制売却のなされた (subi la vente forcée)』に差し替え

2474 条〔旧 2179 条の条文番号変更〕

第6節 先取特権及び抵当権の滌除 (De la purge des privilèges et des hypothèques)

第1款 約定抵当権に関する特別規定 (Dispositions particulières aux hypothèques conventionnelles)

2475 条〔新設、予備草案 2478 条参照〕

- ① 抵当不動産の売却に際して、すべての登記債権者が債務者との間で、代金をそれらの債権又はそのうちのいくつかの債権の全部又は一部の弁済に充当することが合意された場合には、それらの債権者は、代金につき優先弁済権を行使することができ、かつそれを代金債権のすべての譲受人及びすべての差押債権者に対抗することができる。
- ② この弁済の効果として、不動産は、抵当権に付着した追及権を滌除される。
- ③ 第1項に規定された合意がない場合には、以下の条項に従って滌除の手続きが行われる。

第2款 一般規定 (Dispositions générales)

2476 条 [旧 2181 条の条文番号変更]

2477 条 [旧 2182 条の条文番号変更]

2478 条 [旧 2183 条の条文番号変更、第 3 号差し替え、予備草案 2479 条参照]

新所有者は、本章第 6 節において許可される追及の効力から免れようとするならば、あるいは追及の前に、あるいは彼に対してなされる最初の催告 (sommation) から起算して遅くとも 1 か月内に、債権者に対して、すなわち登記において選定された住所に以下を通知しなければならない。

：

3 不動産に付された物的負担を明らかにする要式に従った抵当権現況概要書 (un état hypothécaire sommaire)

2479 条 [旧 2184 条の条文番号変更、文言追加]

取得者又は受贈者は、同一の証書によって、代金、「又は贈与によって不動産を受領した場合には申告した価値」のみを上限として、債務の支払期限が到来しているか否かにかかわらず、債務及び抵当権の負担を、直ちに返済する用意があることを申述する。

2480 条 [旧 2185 条の条文番号変更、第 1 号文言削除]

新所有者が定められた期間内にこの通知をなしたときには、権原を登記したすべての債権者は、以下を条件として、不動産を公の競売 (enchères et adjudications publiques) に付すように請求することができる。

1 この請求が、新所有者の申請においてなされる通知から遅くとも 40 日以内に新所有者に送達されること (以下の文言を削除)

2481 条 [旧 2186 条の条文番号変更]

2482 条 [旧 2187 条の条文番号変更] *

*2006年4月21日オールドナンス2006-461号により、『強制徴収 (les expropriations forcées)』の文言を『不動産差押えに基づく強制売却 (la ventes forcées sur saisie immobilière)』に差し替え

2483 条 [旧 2188 条の条文番号変更]

翻訳（平野・片山）

2484 条〔旧 2189 条の条文番号変更〕

2485 条〔旧 2190 条の条文番号変更〕

2486 条〔旧 2191 条の条文番号変更〕

2487 条〔旧 2192 条の条文番号変更〕

第 7 節 先取特権及び抵当権の消滅（De l'extinction des privilèges et des hypothèques）

2488 条〔旧 2180 条の条文番号変更、第 1 号、第 2 号文言追加、第 5 号新設、予備草案 2488 条参照〕

① 先取特権及び抵当権は、以下の事由によって消滅する。

- 1 「2422条に予定された場合を留保して」、主たる債務の消滅によって
- 2 「同一の留保の下」、債権者による抵当権の放棄によって
- ：
- 5 2423条最終項で、かつ同条文によって予定された範囲において認められた解約によって

[以上まで、片山直也訳]

Ⅲ 条文の翻訳 2——民法以外の改正

1 商法典

第 5 編 商事証券及び担保（Des effets de commerce et des garanties）

第 2 章 担 保（Des garanties）

第6節 個人的企業及び配偶者の保護 (De la protection de l'entrepreneur individuel et du conjoint)

L.526-5条〔新設〕

消費法典L.313-14条乃至L.313-14-2条の規定は、業者として法定公示登録簿 (registre de publicité légale) に登録されたすべての自然人、農業若しくは独立した職業上の活動を行うすべての自然人、又は有限責任会社の唯一の業務執行社員に対して合意され、かつ利害関係人が主たる住居として定めた不動産につき、登記された充填抵当権によって担保された貸付取引 (les opérations de prêt) に適用される。

[以上まで、片山直也訳]

第7節 在庫商品の質権 (Du gage des stocks)

L.527-1条〔新設〕

- ① 金融機関により、私法人又はその事業活動の範囲内における自然人に対してなされた与信は、これらの者が保持している在庫商品についての占有を奪わない質権によって担保することができる。
- ② 在庫商品の質権は、私署証書 (acte sous seing privé) によって設定される。
- ③ この質権の証書には、以下の記載がされなければならない、さもなければ無効である。

- 1 「在庫商品の質権」という表題
- 2 当事者の確定
- 3 その証書が527-1条から527-11条の規定に服するという言及
- 4 火災や滅失に対して保証をする保険者の名称
- 5 担保される債権の確定
- 6 担保に供される現在ないし将来の財産、品質及び価値を分かるようにする記述、並びに、保管がされている場所の指定
- 7 拘束を受ける期間

- ④ 民法2335条の規定が適用される。
- ⑤ 保管者を質権証書において指定することができる。

L.527-2 条〔新設〕

債務者の請求可能な債務（dette）が支払われない場合に、債権者が在庫商品の所有者となることを規定する条項は、いかなるものといえども書かれていないものとみなされる。

L.527-3 条〔新設〕

最後の棚卸の時にその性質と価値が評価されている債務者所有の商品、原料、備蓄品、中間品、残余品、完成品の在庫商品は、いずれも所有権留保条項に服している財産を除き、質権に供することができる。

L.527-4 条〔新設〕

- ① 在庫商品の質権は、債務者の本社ないし住所の所在地の裁判所の文書課によって管理されている公的な登録簿に登録がされて初めてその登録は、効果を生じる。設定行為がされてから15日以内にされる必要があり、そうでなければ質権は無効となる。
- ② 質権を有する債権者の順位は、その登録の日付によって決定される。同じ日に登録された債権者は、同順位となる。

L.527-5 条〔新設〕

- ① 在庫商品は、〔債権の〕金額全部の支払がなされるまで、与信機関の担保となる。
- ② 債権者の先取特権は、譲渡された在庫商品から、その代位物に当然に置き換わる。
- ③ 債権者は、いつでもその費用によって、担保にとった在庫商品の状況を確認することができる。

L.527-6 条〔新設〕

- ① 債務者は、民法1137条に規定された要件の下に、品質及び量において在庫商品を保管する責任を負う。
- ② 債務者は、在庫商品が、火災及び滅失の危険に対して保険に付されている

ということを主張できる。

L.527-7 条〔新設〕

- ① 債務者は、担保に供している在庫商品の状態及びそれに関する取引の会計を、債権者が調べられるようにしておかなければならない。
- ② 債務者は、自己の行為により在庫商品の価値を減少させてはならない。
- ③ 在庫商品の状態が、設定証書において言及された価値より20パーセントより少なくなっている場合には、債権者は、担保〔価値〕を回復するか、又は、減少した分に相当する割合で、与信した金額部分の返還をするか、債務者に求めることができる。もし〔この請求が〕満たされなかったならば、債権者は、期限が到来したものとみなして、債権の全額の返済を求めることができる。

L.527-8 条〔新設〕

当事者は、債権者が弁済を受けるのに比例して担保に服する在庫商品が減少していくということを合意することができる。

L.527-9 条〔新設〕

- ① 債権が期限前に返還された場合には、債務者は、その期限までの利息について責任を負うことはない。
- ② 債権者が債務者の〔期限前の〕提供を拒絶した場合には、債務者は、免責を受けるために、その提供した金額を供託することができる。

L.527-10 条〔新設〕

請求可能な債権が支払われない場合には、債権者は、民法2346条及び2347条に規定されている要件の下に、その質権を実行する手続きをとることができる。

L.527-11 条〔新設〕

本章の規定の適用のための要件は、コンセイユ・デタのデクレによって定められる。

第6編 事業の継続困難

第4章 債務者の財産の特定

第3節 動産売主の権利、取戻し及び回復

L.624-16条〔2項と3項は旧1996年7月1日の法律48条の改正〕

- ① 現物で存在することを要件として、寄託によるか、所有者の計算によって売却されたかを問わず、債務者に預けられている商品について、取戻しが可能である。
- ② 手続開始時に現物が存在するならば、所有権留保をして売却された財産 biensもまた、取り戻すことができる。この条項は、遅くとも引渡時まで当事者において書面により合意がされなければならない。この条項は、当事者間で合意された商事取引全体を規定する書面によることができる。
- ③ 現物の取戻しは、同じ要件の下に、担保目的物に附合した動産財産についても、損害を与えることなく実行することができるならば行うことができる。現物の取戻しは、消費物についても、同じ性質でありかつ同じ品質の財産が、債務者又はその計算により保持している者の手中にある場合には、同様に行うことができる。いずれの場合においても、裁判官委員の判決により、代金が遅滞なく支払われるのであれば、取戻しは認められない。裁判官委員は、[取戻しを] 要求している債権者の合意を得て、支払について期限を与えることができる。その場には、代金の支払は、622-17条に規定された債権と同視される。

[以上まで、平野裕之訳]

2 消費法典

第3編 借入れ (endettement)

第1章 信用 (Crédit)

第1節 消費信用 (Crédit à la consommation)

第2節 不動産信用 (Crédit immobilier)

第3節 第1節及び第2節の共通規定 (Dispositions communes aux chapitres Ier et II)

第2款 人的担保 (Les sûretés personnelles)

L.313-10-1条〔新設〕

民法典2321条において定義される独立担保 (garantie autonome) は、本章第1節及び第2節で取り扱われる信用に際しては同意され得ない。

第6款 充填抵当権によって担保される信用 (Crédit garanti par une hypothèque rechargeable)

L.313-14条〔改訂〕

① 本款の規定は、本章の消費信用に関する第1節の規定又は不動産信用に関する第2節の規定に従うすべての自然人又は法人によって日常的な名義で (à titre habituel) 同意され、かつ民法典2422条の意味における充填抵当権によって担保される信用取引に適用される。

② L.311-9条に列挙された取引は、充填抵当権によって担保される信用としてなすことはできない。

L.313-14-1条〔新設〕

- ① 信用の事前申込書 (l'offre préalable) には、「**抵当権現況書 (situation hypothécaire)**」と題される書面が添付され、その1通が信用契約自体と同様の条件で借主に交付される。
- ② 同書面は以下を含む。
 - 1 抵当権登記の期間 (la durée de l'inscription hypothécaire) の記載
 - 2 担保目的物たる不動産物件の特定 (l'identification) 及びその抵当権設定合意 (la convention constitutive d'hypothèque) の日付において評価された価値 (valeur)
 - 3 抵当権設定合意によって定められた担保上限額 (le montant maximal garanti)
 - 4 同意された当初の借金の額 (le montant de l'emprunt initial)
 - 5 場合によっては、後に同意された1つ又は複数の借金の額
 - 6 1つ又は複数の新たな信用を担保する抵当権の充填の費用 (le coût du rechargement) についての貸主による見積り (évaluation)
 - 7 抵当権のすべての費用についての貸主による見積り
 - 8 消費信用に関してはL.311-30条及びL.311-32条、不動産信用に関してはL.312-22条及びL.312-23条の適用を別として、借主の不履行があれば、民法典2464条以下の規定に従って、**抵当不動産の売却を行うことができる旨の記載**

L.313-14-2条〔新設〕

- ① 貸主が、L.313-14-1条によって定められた条件を充たす書面を伴った信用の事前申込書を借主に取得させることなく、**充填抵当権によって担保される貸付に同意した場合、3750ユーロの罰金に処する。**
- ② さらに貸主は利息についての権利を喪失し、借主は予定された期限に従って元本の返済のみを義務づけられる。利息として収受された額は、貸主によって返還されるか、支払うべき残元本に充当される。それは支払の日から法定利率による利息を生じる。

第4節 抵当権付終身貸付 (Prêt viager hypothécaire)

第1款 定義及び適用領域 (Définition et champ d'application)

L.314-1条 [新設 予備草案 2439条]

① 抵当権付終身貸付は、それによって、信用機関や金融機関が自然人に対して、元金 (capital) 又は定期分割金 (versements périodiques) の形式で貸付をなすことを同意する契約であり、借主のもっぱら居住に供される不動産に設定された抵当権によって担保され、かつその元本及び利息の返済が、借主の死亡時においてのみ、又は死亡前に抵当不動産の譲渡や所有権の部分移譲 (支分権設定) がなされた場合にはその時においてのみ、請求可能となるものをいう。

② その規制は、本節の規定によって明確化される。

L.314-2条 [新設]

抵当権付終身貸付は、事業活動の需要に対する信用供与には用いることができない。その場合には無効となる。

第2款 商業実務 (Pratiques commerciales)

L.314-3条 [新設]

① 媒体の如何を問わず、フランスで行われ、受領され又は知覚されるL.314-1条で定義される抵当権付終身貸付取引を対象とするすべての広告 (publicité) は、誠実かつ情報提供を含むもの (loyale et informative) でなければならない。

② それゆえ、広告には以下の点が記載されなければならない。

1 貸主の同定、申し出のなされた取引の性質、他のすべての利率を除いて5年の期間ごとに計算された全費用 (coût total) 及び全実質利率 (taux effectif global)、並びに金銭収受の見積り (perceptions forfaitaires)

2 申し出のなされた取引の終了 (terme) の態様

③ 広告には、L.314-7条の最初の2項を記載する。

④ 広告が書かれる場合、媒体の如何を問わず、取引の性質、全実質利率の決定条件及び、プロモーション利率については、その利率が適用される期間に関

する情報は、信用の特徴に関する他のすべての情報を示すために用いられる文字の大きさと少なくとも同じ文字の大きさと記載されねばならず、かつ広告文の主要な部分に挿入されなければならない。

⑤ すべての広告において以下は禁止される。

- 1 貸付が借主の信用状況や資産状況の評価を可能とする情報なくして実行され得ると記載すること
- 2 L.314-13条及びL.314-14条で予定されている取引の終了の態様について情報を伴うことなく、貸付が提供する副次的なメリットを表示すること

⑥ 信用の事前申込書 (offre préalable) は、すべての広告媒体又は文書と区別されなければならない。

L.314-4条 [新設]

抵当権付終身貸付の取引は、通貨金融法典L.341-1条7項の意味における訪問取引 (démarchage) の対象とすることはできない。

第3款 信用契約 (Le contrat de crédit)

L.314-5条 [新設]

① 抵当権付終身貸付の取引は、以下の記載を含んだ事前申込書 (offre préalable) の文言において締結される。

- 1 当事者の同定及び申込書を承諾した日付
- 2 不動産公示の要請に適合する抵当物件の正確な表示
- 3 当事者によって選任された鑑定人 (expert) によって評価された抵当物件の価値 (valeur) 及び借主の負担となる鑑定 (expertise) に伴う費用
- 4 貸付の性質
- 5 貸付の態様、特に不動産の処分が可能となる日付及び条件
- 6 元金が分割され定期的に支払われる場合、元金部分と予測される貸付期間に貸与額につき累積する利息部分とを区別した、かつそれによって借主がその住居の純資産を使い切る時点を認識することが可能となる、定期分割金支払明細表 (l'échéancier des versements périodiques)

- 7 元金が一度に支払われる場合、それによって借主がその住居の純資産を使い切る時点を認識することが可能となる、予測される貸付期間に貸与額につき累積する利息の明細表 (état des intérêts)
 - 8 特に貸付期間に関するいくつかの仮定に応じて代表例を示して、信用の総費用、L.313-1条に従って定義される全実質利率 (taux effectif global) 及びスライド方式(indexation)が採用された場合にはその態様
 - 9 申込書の有効期間
- ② 申込書には、L.314-6条及至L.314-9条及びL.314-13条の規定が転記される。

L.314-6条〔新設〕

申込書を交付した貸主は、それを発行した時から最低でも30日の期間、申込書に含まれた条件を維持しなければならない。

L.314-7条〔新設〕

- ① 借主は、申込書の受領 (réception) の10日後でなければ、申込書の承諾 (acceptation) をなすことができない。そうでなければ契約は無効である。承諾は、公証証書によってなされる。
- ② 借主によって申込書の承諾がなされるまでは、形式の如何を問わず、当該取引の名義で、貸主から借主若しくは借主の口座へ、又は借主から貸主に対し、いかなる支払もなされてはならない。
- ③ この承諾がなされるまでは、借主は、同様の名義で、いかなる商事証券であってもそれを委託、振出若しくは保証すること、又は小切手に署名することはできない。銀行又は郵便局の口座への自動振替に借主が署名したとしても、その有効性及び効力発生は、信用契約のそれに従う。

L.314-8条〔新設〕

- ① 借主は、抵当不動産につき、あらゆる善良なる家父長の注意をしなければならない。
- ② 民法典1188条に規定されているように、債務者は、契約によって債権者に与えた担保の価値を債務者の行為によって減少させた場合には、もはや期限の利益を主張できなくなる。

③ 債務者が担保物件の充当を変更するとき、又はその良好な維持及び保存状態を確保するために債権者が抵当不動産に立ち入ること (l'accès de l'immeuble hypothéqué) を債務者が拒絶するときには、債務者は同様に期限の利益を失う。

第4款 債務の上限 (Plafonnement de la dette)

L.314-9 条〔新設〕

- ① 借主又は承継人の債務は、履行期において評価される不動産の価値を超えることはできない。
- ② 抵当債権者が履行期に担保を実行した場合、債務が不動産の価値よりも低いときには、その価値と債権額の差額 (la différence) を、場合に応じて借主又はその相続人に償還しなければならない。
- ③ 不動産の譲渡の場合、L.314-14条の規定の留保の下、不動産の価値は、譲渡契約において示された価値に等しいものとする。

第5款 期限前の返済 (Remboursement anticipé)

L.314-10 条〔新設〕

- ① 借主は、いつでも自らの発意によって、元本又は利息としてすでに支払われた全額を返済して、合意した貸付契約を終了させることができる。
- ② 借主が元本の一括支払を選んだ場合でも、借主は、自らの発意によって、支払われた額の一部を返済することができる。ただし、貸主は、コンセイユ・デタのデクレによって定められる額よりも低い額の一部の返済を拒絶することができる。
- ③ 前2項に規定された返済の場合、貸主は、すでに実行された契約期間に応じて、コンセイユ・デタのデクレに定められた方式に従って確定された額を超えない範囲で賠償を請求する権利を有する。ただし、民法典1152条の適用を妨げない。

L.314-11 条〔新設〕

期限前の返済は、L.314-10条に記載された以外に、いかなる賠償もかつ借主

が負担となるいかなる費用も収受する根拠を与えない。

L.314-12 条〔新設〕

借主は、元金を定期分割金で受け取る場合、分割金支払明細表の停止又は改訂を請求できる。この見直しは、主たる契約において定められた約定利率に基づいてなされ、かつ、定期分割金及びその総額に基づいて貸付の予測される残存期間について計算された利息の新たな表の作成根拠を与える。

第6款 取引の終了 (Terme de l'opération)

L.314-13 条〔新設〕

① 借主の死亡又は共同借主の最後の生存者の死亡の時に、相続人は、相続開始の日に評価された不動産の価値を限度として債務を返済することができる。この評価は、必要な場合には、債権者と借主の共通の同意によって選任された又は請求に基づいて任命された鑑定人によって行われる。

② 抵当債権者は、限定承認に関して適用される規定にかかわらず、以下の選択をなすことができる。

- 共通法の要件で不動産の差押え及び売却 (la saisie et la vente de l'immeuble) を実行する。この場合、債務は売却代金を上限とする。

- 不動産が借主の主たる住居であっても、裁判上の決定 (décision judiciaire) 又は流担保条項 (pacte comissoire) によって不動産の所有権を自己に帰属させる。

③ 抵当債権者は、相続人が不在の場合にも同様の選択をなすことができる。

L.314-14 条〔新設〕

① 不動産が借主又は相続人によって譲渡される場合、譲渡計画書 (projet de cession) を、抵当債権者に通知しなければならない。

② 譲渡証書における不動産の価値について抵当債権者が異議 (contestation) を申し立てた場合、債権者及び借主の共通の同意によって選任された又は請求に基づいて任命された鑑定人が物件の鑑定評価を行う。

③ 不動産の価値がこの評価よりも低いことが明らかになった場合、貸主の債

権は以下のいずれかによって上限が画される。

- 抵当債権者が追及権に基づいて不動産の差押え及び売却の実行をなした場合、その売却価格
- 抵当債権者が物件の裁判上の帰属を請求するか又は合意した流担保条項を主張する場合、不動産の鑑定による価値

④ 本条の規定は、抵当不動産の所有権の支分権設定 (démembrement) についても同様に適用される。

第7款 制裁 (Sanctions)

L.314-15 条〔新設〕

貸主が、L.314-5 条に適った事前申込書を借主に取得させることなく、又は L.314-6 条及び L.314-7 条に適合しない条件において、抵当権付終身貸付に同意する行為は、利息についての権利を全部又は裁判官が決定する割合において失効させることができる。

L.314-16 条〔新設〕

① 貸主が、L.314-5 条に適った事前申込書を借主に取得させることなく、又は L.314-6 条及び L.314-7 条に適合しない条件において、抵当権付終身貸付に同意する行為は、3750ユーロの罰金が科せられる。

② L.314-3 条の規定に適合しない広告をその計算において配布した広告主に対しても同様の刑罰が適用される。

L.314-17 条〔新設〕

貸主が、不動産の価値よりも債務が低い場合に、期限において L.314-9 条の適用によって支払われるべき額を返還しない行為、又は L.314-11 条の適用によって支払の請求が認められる以上の額を借主に請求する行為は、30000ユーロの罰金が科せられる。

L.314-18 条〔新設〕

L.314-4 条の規定の不遵守は、5 年の懲役及び 375000ユーロの罰金が科せられる。

L.314-19 条〔新設〕

L.314-18条に予定された犯罪について処罰される者には、同様に以下の補充刑（les peines complémentaires）を科せられる

- 1 刑法典131-26条に予定された態様に従って、市民権、民事上の権利及び家族上の権利の禁止
- 2 刑法典131-27条に予定された態様に従って、最長で5年間、公職を行使すること、又はそれに際して犯罪行為が行われた職業上若しくは社会的な活動を行使することの禁止
- 3 刑法典131-35条に予定された条件に従って、言い渡された判決の掲示又は配布

第8款 適用付則（Textes d'application）

L.314-20 条〔新設〕

本節の規定の適用については、コンセイユ・デタのデクレによって定められる。

[以上まで、片山直也訳]

3 1986年12月23日の法律を修正し、賃貸関係を改善するための1989年7月6日の法律89-462号

第1編 賃貸人と賃借人の関係

第3章 賃料、負担、及び、紛争の規律

22-1-1 条〔新設〕

民法2321条に規定されている独立担保は、22条に規定されている敷金の代わりにかつ本条1項の規定から導かれる金額の限度でのみ、規定することができ

る。

[以上まで、平野裕之訳]

IV 付録（関連デクレ及びアレテ）

民法2338条の適用にかかるまた非占有質権の公示に関する2006年12月23日のデクレ2006-1804号

第1章 登記の方式（Les formalités d'inscription）

1条 民法2338条に規定されている〔有体動産〕質権の登記は、債権者の申立てにより、設定者の登録地、設定者が登録義務のない者である場合には、住所又は居所のいずれによるかは場合によるが、居住している地を管轄する商業裁判所の文書課により管理される特別の登記簿になされる。

② 民法2355条最終項の適用にかかる、会社の社員権の〔無体動産〕質権（nantissement）の登記は、社員権に質権が設定される会社の登記がされている地の商業裁判所の文書課になされる。

③ 文書課は、動産質権ないし無体財産質権の証書に番号を付する。

④ 第1項の登記は、情報の形式で運用することが可能である。その場合には、民法1316-4条及びその適用にかかる2001年3月30日のデクレに規定された要件の下に、セキュリティの確保された電子署名を使用して行うことができる。

2条 もし証書が公正証書の方式によって作成されている場合には、債権者は、担保を設定する証書の原本の一部又はその謄本を、商業裁判所の文書課に交付又は送付する。

② 2冊になった一覧表が、証書と一体にされる。

③ この一覧表には、以下の内容が含まれる。

1 設定者と債権者の表示

- a) 自然人である場合には、その氏名、生年月日及び出生地、住所、及び、場合によっては、登記がされる文書課のある市の名によるRCSが付された本人確認のための統一された番号
 - b) 法人である場合には、その形態、会社の名称、本社の住所、及び、場合によっては、登記がされる文書課のある市の名によるRCSが付された本人確認のための統一された番号
- 2 担保設定証書の日付
 - 3 主として担保される債権の金額、請求可能な時期、利息の率の表示、及び、それがある場合には、流担保の条項。将来の債権については、一覧表に、その特定を可能とする要素が付記されなければならない。
 - 4 [目的物の] 特定を可能とする要素、特に、その性質、その所在地、そして場合によっては、商標ないし生産番号、また、現在又は将来の財産の集合体 (un ensemble de biens) である場合には、その性質、品質、数量の指示を伴った、質権の設定された財産の表示
 - 5 社員権に質権が設定される会社については、その形態、会社の名称、本社の住所、商業登記ないし会社登記の登録番号、質権の設定される会社の社員権の数、及び、その額面価額
 - 6 司法大臣のアレテによって定められるリストを参照して担保が設定される財産が属するカテゴリー (注)
 - 7 それが約束されている場合には、民法2342条により規定された要件の下において、質権の設定された消費物を設定者が譲渡する権限を持つこと
- 3条** 担保が登記されたことは一覧表に言及される。この言及には、登記の日付及びそれがなされた番号が含まれる。
- ② 文書課は、登記がなされたことを下の部分に証明した一覧表を申請者に交付又は送付する。
 - ③ 同様の言及がされたもう1つの一覧表が、私署により作成されたならば担

(注) このアレテのリストは後記。

保を設定する証書と共に、文書課の費用で文書課に保管される。

第2章 変更の方式

4条 変更登記又は抹消登記の申請は、設定者の住所ないし本所在地が変更したとしても、担保が登記された商事裁判所の文書課になされる。ただし、会社の社員権の質権の場合には、1条2項に表示された商事裁判所の文書課になされる。

② 変更登記の一覧表は、申請者により2部作成され、文書課に交付するか又は送付される。

③ [一覧表を] 受領したならば直ちに、文書課は、変更登記がなされた日付及び登記が登記簿になされた番号を記載して、その部を完成させる。

④ 一覧表の1部は申請者に返還又は送付され、もう1部は、それが私署で作成されているならば変更証書を添えて、文書課の費用で文書課に保管される。

⑤ 文書課は、オリジナルの登記の一覧表の欄外に、変更があったことの注記をする。

5条 2条に掲げられた情報にかかわる変更は、既存の登記の欄外に公示される。

第3章 登記の効果

6条 1条及至5条までの適用により適式になされた登記は、その日付から効力を生じる。

7条 登記は、その日付から起算して5年間質権の効力を保存する。この期間が経過する前に登記が更新されなければ、その効力は失われる。この場合には、文書課は、職権により登記の抹消を行う。

第4章 登記の抹消

8条 登記の抹消は、当事者の合意を証明して又は登記を解除する証書により、債権者又は設定者により申請することができる。また、登記の抹消は、判決によってもなすことができる。

- ② 抹消は、登記の欄外に文書課によってなされる付記によって行われる。
- ③ 文書課は、抹消登記を申請した者にその費用で、抹消の証明書を交付する。
- ④ 抹消されたいし失効した登記は、もはや登記の状態では記載されない。

第5章 非占有質権の国家ファイル

9条 民法2338条の適用にかかる登記の存在が記載された国家電子ファイルが創設される。

- ② このファイルは、商法743-12条の規定に従い商事裁判所の文書課間の経済利益グループをこの点について組織する商事裁判所文書課国家委員会によって管理される。
- ③ このファイルは、インターネットによってアクセス可能なサイトによって、インターネットを通じて無料で見ることができる。

10条 1条により適式に質権が登記された裁判所の文書課は、前条に規定されているファイルに電子的方法で、設定者の名称、担保されたる財産が属する種別を登録する。

登録された登記に変更が施されまた抹消が施された場合には、前条の文書課は、前条と同じ義務を負う。

11条 国家ファイルを見るためには、申請者は以下の事項を入力する。

1 設定者

- a) 自然人である商人については、氏名、出生の日付と場所、もしそれが
ある場合には、登記がされる文書課のある市の名によるRCSが付され

た本人確認のための統一された番号

- b) 商人ではない又は事業者として設定したのではない自然人については、氏名、出生の日付及び場所、並びに、住所
- c) 法人である場合には、形態、会社の名称、会社の本社の住所、並びに、もしそれがあある場合には、登記がされる文書課のある市の名によるRCSが付された本人確認のための統一された番号

2 財産については、2条6号に規定されたリストに基づきその属するカテゴリ

閲覧は、同一の者かつ同一のカテゴリの財産についてのみ可能である。

12条 国家ファイルの閲覧の求めがあったが、閲覧者の名で記載された財産について登記が存在しない場合には、商事裁判所文書課国家委員会は、登記がないことを申請者に知らせなければならない。

閲覧者の名で記載された財産について登記が存在する場合には、[商事裁判所文書課] 国家委員会は、申請者にそのことを知らせ、その費用で、登記の報告書の交付を受けられることを表示する。

表示の伝達は、電子的方法で行われる。

第6章 文書課の義務

13条 登記を管轄する文書課は、申請した一切の者に対して、質権の設定された財産についての登記を称する報告書又は存在しないことを証する報告書を交付する。

申請者は、動産質権又は無体財産質権の設定された財産のカテゴリ、及び、債務者についても、[同様の] 要求をすることができる。

報告書は、申請者の費用で、謄本又は抄本の形で作成される。

14条 文書課は、1978年1月6日の法律32条に基づく情報を、求める一切の申請者に無料で提供する。

15条 文書課は、登記、求められた報告書の交付、及び、9条に規定されているファイルについての報告を拒否することはできない。文書課は、これらを遅滞してもならない。

ただし、文書課は、2条、4条及び8条に規定されている要件を満たしていない登記、変更登記及び抹消登記の申請を拒絶しなければならない。文書課は、[拒絶を]申請者に、受取証明の付された書留郵便により通知しなければならない。文書課は、通知から15日以内に、申請の拒絶に対して異議を申し立てることができることを、申請者に「拒絶の通知の際に」伝えなければならない。

第7章 異 議

16条 登記、変更登記又は抹消登記を拒絶する決定に対する異議は、拒絶をした文書課が所属する裁判所の所長に対してなされる。この異議は、文書課に宛てられた受取証明の付された書留郵便によって行われる。

② 異議は理由を付した有意義な一切の書面を付して行う。

③ この件についての権限ある裁判官又はその裁判所の所長は、オールドナンスの方式で判決を下す。

17条 権限ある裁判官又は裁判所の所長によって下されたオールドナンスは、受取証明を付された書留郵便で通知がなされる。

② [1項の] オールドナンスは、15日以内に上訴ができる。

③ [1項の] 通知には、異議の期間と方式が示される。

18条 オールドナンスへの上訴は、新民事訴訟法950条から953条の規定に従い、無償の案件として申し立てられ、審理され、判決が下される。ただし、当事者は、弁護士又は代訴人によらなくてよい。

上訴裁判所の文書課は、登記を所管している文書課に判決の謄本を送付する。

第8章 諸規定

19条 省略 [関連デクレの規定の表現修正]

20条 省略 [海外領土について]

21条 本デクレは、2007年3月1日に発効する。

民法2338条の適用にかかるまた非占有質権の公示に関する2006年12月23日のデクレ2006-1804号2条6号に規定されたリストについての2007年2月1日のアレテ

1条 担保の設定される財産は、以下のカテゴリーに分類される。

- 1 動物（カテゴリー1）
- 2 時計及び宝石（カテゴリー2）
- 3 楽器（カテゴリー3）
- 4 他のカテゴリーに規定されていない事業用の設備、動産及び製品（カテゴリー4）
- 5 コンピュータ以外の非事業用の設備（カテゴリー5）
- 6 スポーツに関連した設備（カテゴリー6）
- 7 コンピュータ設備及びその関連設備（カテゴリー7）
- 8 備え付けられていない家具（カテゴリー8）
- 9 会社以外に備え付けられた家具（カテゴリー9）
- 10 金銭（カテゴリー10）
- 11 美術品、収集の対象となる物又は骨董品（カテゴリー11）
- 12 会社の社員権（カテゴリー12）
- 13 編集、出版その他グラフィック産業関係の製品（カテゴリー13）
- 14 飲食用ではない流動性製品（カテゴリー14）
- 15 繊維製品（カテゴリー15）

16 食料品（カテゴリー 16）

17 その他（カテゴリー 17）

2条 本アレテは、2007年3月1日に発効する。

在庫商品の質権に関する2006年12月23日のデクレ2006-1803号（Décret n° 2006-1804 du 23 décembre 2006 relatif au gage des stocks）

1条 商法527-4条に規定されている公的登記に基づく在庫商品の質権の登記は、本デクレの2条から16条に規定されている方式に従う。

第1章 登記の方式

2条 質権を登記するためには、債権者は、設定者の本社又は住所を管轄する商事裁判所の文書課に、質権設定証書の原本の1つ、又は、もしそれが公正証書による場合にはその写しを提出又は郵送しなければならない。

② 2冊になった一覧表が、証書と一体にされる。

③ この一覧表には、以下のものが含まれる。

1 当事者の表示

a) 債権者である金融機関については、その形態、会社の名称、会社の本社の住所、登記がされる文書課のある市の名によるRCSが付された本人確認のための統一された番号

b) 設定者については、

自然人である場合には、その氏名、生年月日及び出生地、住所及びその活動又は営業している地の表示、及び、場合によっては、登記がされる文書課のある市の名によるRCSが付された本人確認のための統一された番号

法人である場合には、その形態、会社の名称、本社の住所、及び、同一性を補完する独自の番号、場合によっては、登記がされる文書課

のある市の名によるRCSが付された本人確認のための統一された番号

- 2 質権設定証書の日付、及び、在庫商品についての指定
- 3 主として担保される債権の金額、請求可能な時期、利息の率の表示
将来の債権については、一覧表に、その特定を可能とする要素が付記されなければならない。
- 4 現在又は将来の在庫商品の記述、その性質、品質、数量、及び、価値、さらに場合によっては、債権者が弁済を受けるに応じて担保にとられる在庫商品の部分が減少していくことの付記
- 5 担保にとられている在庫商品の保管場所、また場合によっては、保管者の表示

3条 質権設定証書の預託は、文書課によって管理されている特別の登記によって証明され、整理番号が証書に付せられる。

② この登記は、電子的な形での管理が可能である。その場に判例、民法1316-4条又は2001年3月30日のデクレが規定する要件の下に、セキュリティの管理された電子的な署名が用いられる。

4条 質権の登記がされたことは、一覧表に記載される。この記載には、登記の日付及びそれがなされた番号が含まれる。

② 文書課は、登記がされたことを下の部分に証明された一覧表の1つを、申請者に交付し又は郵送する。

③ もう1つの一覧表は、同じ記載がなく、もしそれが私署によって作成されているならば、質権設定証書と共に、文書課の費用で、文書課に保管される。

5条 文書課は、登記の番号を表示した債務者の名前前のアルファベット順のファイルを整理する。このファイルは、情報の形で管理することができる。

第2章 [登記の] 変更の方式

6条 登記の変更ないし抹消の申請は、質権の登記がされた商事裁判所の文書課になされなければならない。

- ② 変更登記の一覧表は、申請者により2部作成され、文書課に提出するか文書課宛てに郵送しなければならない。
 - ③ [申請を]受けつけたならば、文書課は、変更登記がされた日付、効力の登記が登記簿にされた番号の記載を書面に補充しなければならない。
 - ④ 一覧表の1部は、申請者に交付又は郵送され、もう1部は、もしそれが私署によって作成されたものであれば、変更する証書と共に、文書課の費用で文書課に保管される。
 - ⑤ 文書課は、当初の登記の一覧表の欄外に、修正がなされてあることを表示する。
- 7条** 2条に規定されている情報にかかわる変更は、既存の登記の欄外に公示される。
- 8条** もしなされた変更が、2条に規定されたとは異なる裁判所の文書課の管轄となるものである場合には、債務者は、この裁判所の文書課に、変更された登記を通知しなければならない。この登記は、債務者が受取証明付の書留郵便により変更を債権者に知らせたことの証明書がなければならない。
- ② 当初の登記は、新たな管轄の裁判所の文書課に登記が移され、当初の登記は抹消される。

第3章 登記の効力

- 9条** 2条及至8条の適用により適式になされた登記は、その日付から効力を生ずる。
- 10条** 登記は、その日付から起算して5年間質権を保存する。その効力は、この期間満了前に登記が更新されない限り効力を失う。この場合、文書課は、職権で、登記の抹消手続きをとる。

第4章 登記の抹消

11条 登記の抹消は、登記を抹消する証書又は合意を提出して、債権者又は設定者によって申請することができる。登記の抹消は判決によっても行うことができる。

- ② 抹消は、文書課により、登記の欄外にその旨の記載がされることにより行われる。
- ③ 文書課は、申請する者に、その費用で、抹消の証明書を交付する。
- ④ 抹消された又は失効した登記は、登記されている状態から除外される。

第5章 文書課の義務

12条 登記を管理している文書課は、担保されている在庫商品についての登記の証明書又はそれが存在しないことを記載した証明書を、それを求める一切の者に対して交付する。

- ② 申請者は、債務者と在庫商品を申請書に記載しなければならない。
- ③ 証明書は、申請者の費用で、謄本又は抄本の形で作成される。

13条 文書課は、申請された登記及び証明書を拒絶することはできない。また、その手続きを遅滞してはならない。

- ② ただし、文書課は、2条、6条、8条及び11条に規定されている要件を満たさない登記、変更又は抹消の申請を却下しなければならない。その却下には、拒絶の理由が付されなければならない。却下は、受取証書付書留郵便によって通知されるか、又は、受取証を受け取ってこの者に交付される。この通知には、通知から起算して15日以内に申請の却下に対して異議を申し立てることができることを、申請者に知らせるものとする。

第6章 異議申立て

14条 登記又は変更又は抹消〔登記の〕の棄却の決定に対する異議申立ては、異議が申し立てられる裁判所の所長に対して宛てられる。この異議申立ては、文書課に宛てられた受取証書付の書留郵便によってなされる。

- ② 異議申立てには理由が付され、また、一切の有用な書面が添付される。
- ③ この件についての権限ある裁判官又はその裁判所の所長は、オールドナンスの方式で判決を下す。

15条 権限ある裁判官又はその裁判所の所長によってなされたオールドナンスは、受取証書付書留郵便によって、申立人に通知がされる。

- ② このオールドナンスには、15日以内に上訴をすることができる。
- ③ 通知には、控訴の期間と方式についても記載がされる。

16条 オールドナンスへの上訴は、新民事訴訟法950条から953条の規定に従い、無償の案件として申し立てられ、審理され、判決が下される。ただし、当事者は、弁護士又は代訴人によらなくてよい。

- ② 上訴裁判所の文書課は、登記を所管している文書課に判決の謄本を送付する。

*以下省略

[以上まで、平野裕之訳]